

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成23年10月5日（水曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第2号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成23年10月5日 木曜日  
開 会 午前10時02分  
散 会 午後6時34分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第13号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 6 陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第144号、同第150号、同第190号、同第191号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201号、同第202号、陳情平成22年第6号、同第9号、同第10号、同第12号、同第17号、同第18号、同第43号、同第61号、同第71号、同第82号、同第96号、同第130号、同第141号、同第142号、同第158号、同第163号、同第168号、同第169号、同第192号、同第204号、第12号、第26号、第53号、第73号、第83号、第98号、第99号、第114号、第115号、第123号、第125号、第126号、第138号、第146号及び第155号
- 7 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		上	里	直	司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又	吉	進	君
防災	危機	管理	川	本	栄太郎	君
総務		部	兼	島	規	君
行政	改革	推進	池	田	克紀	君
職員	厚生	課	金	良	多恵子	さん
財	政	課	平	敷	昭人	君
税	務	課	西	平	寛俊	君

管	財	課	長	上	原	徹	君
企	画	部	長	川	上	好	久
企	画	振	興	統	括	監	小橋川
交	通	政	策	課	長	下	地
科	学	技	術	振	興	課	長
地	域	・	離	島	課	長	稲
環	境	生	活	部	環	境	政
環	境	生	活	部	県	民	生
福	祉	保	健	部	福	祉	保
福	祉	保	健	部	医	務	課
福	祉	保	健	部	障	害	福
福	祉	保	健	部	医	務	課
福	祉	保	健	部	健	康	増
福	祉	保	健	部	健	康	増
農	林	水	産	部	畜	産	課
農	林	水	産	部	森	林	緑
商	工	労	働	部	産	業	政
商	工	労	働	部	新	産	業
商	工	労	働	部	商	工	振
商	工	労	働	部	企	業	立
商	工	労	働	部	雇	用	政
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ
土	木	建	築	部	海	岸	防
教	育	庁	県	立	学	校	教
警	務	部	長	磯	丈	男	君
警	務	部	会	計	課	長	瀬
生	活	安	全	部	長	前	泊
刑	事	部	長	古	波	蔵	正
交	通	部	交	通	規	制	課

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第4号議案、乙第13号議案

の議案5件、平成20年陳情第60号外69件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長、生活安全部長及び刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

**○兼島規総務部長** ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業のほか、災害等への対応など当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する事業について、必要な予算を措置するものであります。

説明資料の1ページをごらんください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ41億7663万5000円で、これを既決予算額6128億2205万8000円に加えますと、改予算額は6169億9869万3000円となります。

歳入の主な内容を申し上げます。

地方交付税は、東日本大震災における被災者支援のための被災者生活再建支援基金拠出分として措置される特別交付税が10億4610万6000円。国庫支出金は、地域医療再生臨時特例交付金など16億8542万3000円。繰入金は、地域医療再生基金繰入金など6億8055万1000円。諸収入は、地域総合整備資金貸付金元利収入など3億7256万2000円となっております。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、投資的経費についてであります。普通建設事業費の単独事業は、地域医療再生基金を活用した医療機器の整備や、地球温暖化対策基金を活用した公共施設高遮熱塗装の整備などとして2億8032万7000円。

次に、その他の経費についてであります。物件費は、地球温暖化対策基金を活用した海岸漂着物処理対策費や、沖縄特別振興対策調整費を活用した国内外の企業誘致促進費などに要する事業費として4億4298万2000円。投資及び出資金は、被災者生活再建支援基金拠出金として10億7909万2000円。積立金は、地域医療再生基金や減債基金の積立金として18億4496万円。貸付金は、沖縄都市モノレール株式会社への長期無利子貸付金や、看護師等修学資金として2億2168万4000円となっております。

2 ページをごらんください。

2 ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。後ほどごらんください。

3 ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

地方交付税の10億4610万6000円は、被災者生活再建支援基金拠出分として措置される特別交付税であります。

国庫支出金の16億8542万3000円は、地域医療再生臨時特例交付金や沖縄特別振興対策調整費に関連した国庫補助金などであります。

財産収入の16万円は、地球温暖化対策基金の利子収入であります。

寄附金の1200万円は、沖縄特定免税店株式会社などからの寄附金であります。

繰入金の6億8055万1000円は、地域医療再生基金など3つの基金からの繰入金であります。

繰越金は平成22年度実質収支額の一部で、3億7983万3000円となっております。

諸収入の3億7256万2000円は、地域総合整備資金貸付金元利収入などあります。

以上、歳入合計は、41億7663万5000円となっております。

5 ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項で御説明いたします。

知事公室の防災対策費は、地域防災計画の改定や乾パン等備蓄物資の購入に要する経費であります。

総務部の減債基金積立金は、繰り上げ償還された地域総合整備資金貸付金の償還金を積み立てるものであります。

企画部の科学技術振興費は、大学院大学周辺地域の交通アクセスの改善のため、空港リムジンバスを活用した実証調査の経費などあります。

環境生活部の災害援護費は、被災者生活再建支援基金への拠出金であります。また、環境整備企画費は、地球温暖化対策基金を活用して実施する海岸漂着物処理対策費等あります。

6 ページをごらんください。

福祉保健部の身体障害者スポーツ振興費は、山口県で開催される第11回全国障害者スポーツ大会への派遣費であります。

7 ページをごらんください。

同じく福祉保健部の医務行政費は、地域医療再生基金を活用した県立病院の医療機器の整備費等あります。また、地域医療対策費は、地域医療再生基金への積立金であります。

農林水産部のかんがい排水調査計画費は、台風第9号により農地湛水被害が発生した糸満市南部地域の被害解消に向けた基本構想の設計に要する経費であります。

8ページをごらんください。

商工労働部は、沖縄特別振興対策調整費を活用した雇用対策推進費、健康バイオ関連産業振興費、工業開発促進費のほかに、北京事務所の開設のための経費を計上した海外事務所等運営費などであります。

9ページをごらんください。

文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費は、沖縄特定免税店株式会社等からの寄附金を活用した、外国人個人観光客向けの観光情報ガイドブックの作成などに要する経費であります。

土木建築部の都市モノレール建設推進費は、沖縄都市モノレール株式会社への長期無利子貸付金であります。

公安委員会の交通安全施設費は、台風第2号及び台風第9号により被害のあった信号機や道路標識等の交通安全施設の修繕に要する経費であります。

以上、歳出合計は41億7663万5000円となっております。

以上が、甲第1号議案平成23年度一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 災害対策を含めて緊急のものもやっていると思いますけれども、防災対策費の中身ですね一東日本大震災を踏まえた沖縄県地域防災計画の改定や備蓄物資の購入に要する経費とありますが、そこをまず御説明お願いします。

○**川本栄太郎防災危機管理課長** 防災対策費の内容ですが、大きく分けて2つに分かれます。1つは地域防災計画見直し等のための基礎調査の委託費として2500万円、あと1つは県の備蓄食料—これにつきましては、東日本大震災の被

災地支援のために放出しましたので、その補てんということで約2000万円を計上するものでございます。

1点目の防災計画見直しのための基礎調査の委託料でございますが、これに関しては本県の島嶼県としての特殊性や、また、県内におきましても都市部、離島、過疎地域、観光地などそれぞれ地域に応じた特質がございますので、東日本大震災の被災状況を踏まえて、これらの地域における地震、津波からの避難に係る調査、分析を行うための費用。また、住民の地理的状況の把握、市町村の避難対策を講じるための海拔高度地図を作成する費用を計上しています。

また、2点目の備蓄費用については大きく2つに分かれますが、1点目が乾パン9万4000食—これは、地域防災計画に基づいて備蓄するものでございます。もう一つは飲料水としまして、3万1500本を備蓄するものでございます。

○前田政明委員 備蓄は大体何日分でしょうか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 乾パンについては、沖縄県地域防災計画で18万8000食を備蓄することを目標にしております。この18万8000食という数字は、沖縄県の人口の20分の1が避難生活を送ると仮定し、20分の1の人口の3日分の食料ということになります。

また、飲料水につきましても、同20分の1の人口が避難生活を送った場合、1日分のペットボトルの飲料水ということになります。飲料水に関しては2日目以降—基本的には計画上、貯水池からの給水車による供給になっておりますが、今回、東日本大震災の被災状況を踏まえて、ペットボトルの備蓄も追加するところでございます。

○前田政明委員 災害援護費のところ、被災者生活再建支援法第9条に基づく被災者生活再建支援基金への拠出金とありますが、拠出金だけですか。

○中田清大県民生活課副参事 被災者生活再建支援基金への拠出でございますが、今回の東日本大震災によって、東北地方でかなりの額の住宅の損失がございます。これに対しまして、災害支援金を支出することになっております。これは財団法人都道府県会館でやることになっておりますけれども、そのための資金は各都道府県から拠出するという大きな仕組みがございますので、その沖縄県の負担分として、10億7909万2000円を拠出するというところでございます。

○前田政明委員 今回は幾ら拠出したのですか。

○中田清大県民生活課副参事 今回、沖縄県から財団法人都道府県会館の基金に10億7909万2000円を拠出します。

もう少し御説明申し上げますと、東日本大震災に係る支援金ということで、国の想定で約4400億円ほど拠出されます。今までに財団法人都道府県会館で基金に積み立てている額がございまして、これが今、538億円ございます。それにプラスアルファの拠出額で、都道府県合計で342億円が拠出されると。残りの分については国で負担—これが3520億円です。それを被災した方々に支給することが一つございます。これが沖縄県分として4億1937万4000円でございます。

これをやりますと、今後の被災に対する基金がすべてなくなりますので、これに対する積み戻しとして、沖縄県のほうから6億5971万8000円。これは各都道府県、今まで積み立てしていた538億円をもう一度積み戻しするというところで、合計して10億7909万2000円を拠出するということです。

○當間盛夫委員長 先ほどの前田委員の質疑に対する答弁で、川本防災危機管理課長から答弁を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

川本栄太郎防災危機管理課長。

○川本栄太郎防災危機管理課長 先ほどの乾パンと水の備蓄量ですが、乾パンにつきましては人口の20分の1の3日分と申しましたが、その3日分の半分を在庫備蓄で—今回の補正予算で備蓄する予定です。半分を在庫として備蓄し、残り半分は県内の流通企業と災害発生時の協定を結んでおりますので、流通備蓄。水に関しても同様で、人口の20分の1の1日分の半分を在庫備蓄、残り半分を流通備蓄ということで訂正いたします。

○當間盛夫委員長 引き続き、質疑を行います。

前田政明委員。

○前田政明委員 海岸・砂防調査費の中で、津波による浸水被害の想定範囲等調査に要する経費とありますが、先ほどの防災対策費の中で、海拔高度地図をつくって各自治体に配りたいという予算措置と聞いたのですが、そことの兼ね合いを御説明いただけませんか。

○和宇慶務海岸防災課班長 この海岸・砂防調査費につきましては、今回の東日本大震災を踏まえて、沖縄県においても津波の発生が危惧されており、国の

中央防災会議においてもこれまでの地震、津波の想定を見直すと言われております。これを受けて、沖縄県においても地震、津波についてのシミュレーションを見直すものであります。

内容といたしましては、本県における地震、津波の実態を把握し、学術的な知見により考えられる地震の設定、それから、計算モデルを設定して津波の解析計算の実施、それらを踏まえまして、市町村が作成する津波ハザードマップのための浸水データを提供いたします。

あわせまして、県としましてもホームページなどで公表するデータを作成することになっております。実際のハザードマップについては市町村がつくるものですが、それを踏まえて、表示とかもこのデータを活用して、どの範囲でやるとかが考えられると思っております。

**○前田政明委員** 新たな見直しの中で津波の想定が出ておりましたよね。その中で今、出ているのは、大学教授含めて個人的なシミュレーションで一津波が来た場合に那覇市だったらこう、西原町だったらこう、とありますよね。そういうものを全体的なものとして、皆さんがやろうしているのは先ほど言った2つの中身からして、全体的な津波の想定をわかりやすい地図などにして、市町村と一緒に具体的な地図をつくって配るということではないわけですか。

**○和宇慶務海岸防災課班長** 地図の元データどのように浸水するかということシミュレーションします。沖縄県地震・津波想定検討委員会でも5メートルということが述べられていると思いますが、5メートルにつきましては、最低ライン—危険が予測される高さは、最低5メートルは見積もる必要があると言われております。委員からも、津波のシミュレーションについては場所によってばらつきがあるので、最低でも5メートルをめぐり考えて対処する必要があるという意見でございました。

**○前田政明委員** 結果的には、今の海岸・砂防調査費の中では、津波が来た場合にここは何メートルが予想されるというような、全体がわかるものを元資料としてつくって、これをホームページや、また、市町村が地図をつくる場合の資料として提供すると理解してよろしいですか。

**○和宇慶務海岸防災課班長** そのとおりでございます。

○前田政明委員 そうすると、先ほどの防災対策費の海拔表示対策との関係というのは一防災対策費の場合は、電柱とか、避難ビルとかいろいろありますよね。そういう具体的な防災対策として、津波から具体的に身を守るような対策の流れとして、先ほどの海拔表示その他のものとして理解してよいのですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 防災対策費で行う標高の地図に関しましては、県内全域の標高を地図上にあらわすということです。先ほどの土木建築部の津波の浸水マップの説明に関しては、津波がどれだけ来るかということの被害想定を行うものと聞いておりまして、標高の地図とは別と考えております。

○前田政明委員 標高がわかる地図ですか。それとも標高がわかる表示—すなわち、電柱とかその他、沖縄電力株式会社、NTTを含めてやると。そういう理解でよいですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 例えば5メートルから40メートルまで、それぞれ5メートルごとに色分けするなどによって、地図に表すことを考えております。

○前田政明委員 そうすると、その地図を皆さんがつくって、それは県民に配られるのですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 もちろんホームページ等でも公表することを考えておりますし、市町村には配りたいと考えております。

○前田政明委員 それを見れば、自分が住んでいるところや働いているところが大体標高何メートルだということで、先ほどの海岸・砂防調査費の津波の想定の問題と合わせると、全体的な状況がつかめるということで皆さんは対応しているわけですね。

○川本栄太郎防災危機管理課長 そのように考えております。

○前田政明委員 最後に、看護師確保対策費の看護師等を目指す学生に対する資金貸与及び沖縄県看護協会において実施する実践的能力向上研修費用の補助に要する経費について、お聞きして終わります。

○島袋富美子医務課看護専門監 今回の看護師確保対策費の内容としましては、修学資金の貸与事業と看護実践力向上支援事業の2点になっております。実践力向上支援事業の中身につきましては、地域医療再生臨時特例基金を活用して、看護師の実践能力を向上するためにいろいろなシミュレーター等を購入して、技術講習をするための備品購入と、研修プログラムの開発等に必要な費用となっております。

○前田政明委員 これはどこで購入して、どこで使うのか。

○島袋富美子医務課看護専門監 社団法人沖縄県看護協会が実施する事業に補助をするものでして、県看護協会―看護研修センターで実践していきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この補正予算の災害等への緊急対応という、13億円余りの財源ですよ。これは、台風・災害が起こると認定とか、国の基準とかがあって、そういう手続がありますよね。それで予算化されている部分についてと、あるいはまたいろいろな災害、台風の被害があったのですが、それが災害の認定に至らなかった場合も含めてのことだと思いののですが、その辺の説明をお願いしますか。

○平敷昭人財政課長 今回、補正予算で計上しています災害対策関連の13億円なのですけれども、この中で一番多いのは災害援護費の10億7909万2000円―先ほど説明がありましたが、財団法人都道府県会館が保有している基金への拠出金です。ですから13億円のうちの10億7900万円が、その基金への拠出金となっております。それ以外の災害関連と申しますのは、これも先ほどありました沖縄県地域防災計画の見直し等に係る経費の4400万円でありますとか、津波のハザードマップの作成である海岸・砂防調査費の5000万円とかです。

具体的な災害の復旧等に関しましては、既存の予算もありますので、そういうもので対応している部分もございます。

○照屋守之委員 平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料の7ページにある台風被害という説明だけでも、これは台風第何号のことですか。

○平敷昭人財政課長 災害対象になっている台風は、例えば資料の交通安全施設費を見ていただきますと、台風第2号や台風第9号による交通安全施設一信号機や道路標識の被災部分の補修などとなっております。

○照屋守之委員 この前の台風があったときに、うるま市の宇堅ビーチで砂が打ち上げられて一南城市のあざまサンサンビーチでも全く同じ現象が起こっていたのですが、あれは現場を見てもなかなか厳しいなという思いがしました。しかし担当部署としては、それが台風被害として予算化できるものか、あるいはそうでないのかを見きわめないといけないと、現場で説明していたのです。こういうものは、基本的に災害認定みたいにされると予算化されて、そうでなければ、別の予算で対応することになるのですか。

○平敷昭人財政課長 非常にざっくりとした一般的な話になりますけれども、災害復旧と申しますのは、たしか1カ所当たりの災害の金額が幾ら以上という基準がありまして、さらに異常気象があった一降雨に異常なデータがあったとか、風速が幾らあったという基準に該当する場合に、災害復旧の対象になります。そういうものに該当しない場合で一カ所当たりの金額が小さいとか、異常気象に該当しない場合は、災害復旧ではなくて通常の維持補修といった形で、維持補修費の既存の予算があればそれに対応することもありますし、もし、予算は足りないが緊急にやる必要がある場合は、補正予算を計上して対応するという形になろうかと思えます。

○照屋守之委員 5ページの科学技術振興費について、交通基盤整備に関する経費ということで2093万円ですか。この説明をお願いできますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今回の科学技術振興費でございますが、3つのカテゴリーに分かれておりまして、先ほどありました台風の被害で、県にございます6研究機関一施設としては、離島も含めて9施設が台風第2号と台風第9号の被害を受けまして、それに関する一般的な修繕費の増額ではございませんけれども、台風被害として1300万円を計上させていただいております。

あと、知的・産業クラスターの形成というものは、沖縄科学技術大学院大学と関連して周辺の恩納村、うるま市の交通基盤システムのために、今、リムジンバスが走っておりますけれども、それを増便しまして、那覇空港からアクセスする際の研究者一実は、国内外からセミナー等のシンポジウムが沖縄科学技術大学院大学で開催される場合に、那覇空港からのアクセスが非常に厳しいの

で、そういったものを社会実験として活用し、さらに恩納村の観光客増も含めた社会実験を行う予定になっております。これは沖縄特別振興対策調整費を利用しまして、交通システムとして1925万円です。

あと1つですが、恩納村については、実はまだADSLーブロードバンドではございますが、光ファイバーが整備されていない状況でございますので、どのように恩納村に光ファイバーが引けるのかという調査費用として168万円を計上して、合計3393万円を今回計上しております。

**○照屋守之委員** うるま市の交通センターも一前の沖縄特別振興対策調整費で、基本構想のようなものをつくるという話がありましたね。どうなっておりますか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** 基本構想の中では、沖縄自動車道石川インター入り口付近に結節交通センターをつくる予定にしております。ただし、計画では、沖縄科学技術大学院大学が300人の主任研究員、研究者が大体1000人規模になった場合にその拠点の必要性が出てきて、当初の交通結節センターをつくる計画でございます。それについては昨年度調査して、うるま市と調整して、そういう交通結節センターの整備に向けて検討しているところでございますけれども、現状は交通結節センター予定地の私有地、国有地等の整理も含めてもう少し時間がかかりそうということで、今回の交通システムの社会実験を通して、需要拡大の見込みも含めて、今後、うるま市の交通結節センターの整備について検討していきましようということで、うるま市と県で相談して、今年度、交通システムについてはうるま市、恩納村と協力してやっていきましようということになっております。

**○照屋守之委員** お願いしたいのは、交通センターをつくるということで、もちろん地元のうるま市と連携しながら一緒にやって、そのときに、ぜひうるま市も考えてもらえませんかと行政同士いろいろ協議しましたね。そうすると、交通センターのタクシーやバス、レンタカーなども含めて、沖縄科学技術大学院大学の関連で整備しましようということですが、建物の予算はある程度確保できますよと。用地についてはどうぞ考えてくださいという話があったということですが、地元の市町村にとっては非常に厳しいテーマですよ。例えば、うるま市にそういった土地があって、沖縄科学技術大学院大学も含めて県と連携して有効活用しましようというものがあればできますよ。でも、新たにうるま市が独自に土地を購入して、交通センターをつくることは厳しいわけで

す。ですから、この補助事業も含めた形で、用地の分もある程度—これはこう  
いった補助の仕組みでやりましょうというところまで一緒に考えてもらえない  
と、なかなかうるま市だけでこれをやろうというのは難しい話ですよ。その  
辺もしっかり調査を進めながら協議して、連携して進めてもらいたいと思いま  
すが、いかがですか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** 委員のおっしゃるとおりで、うるま市とは土  
地の購入も含めて調整していた経緯がございますけれども、やはり購入の面で  
かなり厳しいということです。今回はやはり需要も含めて、ここに交通センタ  
ーをつくることによって、地域振興も含めたあらゆる面でのニーズの高さを社  
会実験等につくって—土地購入の問題は、国庫の面でいろいろな難しさがある  
と思うのですが、そこもうるま市とは相談しながら、地域の振興によい形でつ  
ながる交通結節センターをつくりたいと思っておりますので、おっしゃるとお  
りの仕組みを新たにつくることについても、検討していくべきだと思ってお  
ります。

**○照屋守之委員** ぜひお願いします。うるま市石川多目的ドーム—闘牛ドーム  
があって、沖縄自動車道石川インターがあって、沖縄科学技術大学院大学があ  
るということを考えていくと、やり方によっては物すごくよいところになる  
と思うのです。ただ、うるま市が、なぜ我々が土地購入の費用を負担しなければ  
ならないのかと考えているとすれば、そこはまた県も一緒になって、沖縄科学  
技術大学院大学も含めた地域性も考えていきたいと思いますという視点がなければ、  
なかなか難しいと思うのでよろしくお願いします。

次に工業開発促進費について、1億500万円余りの説明をお願いしますか。

**○仲榮真均企業立地推進課班長** 事業の概要としましては、経済特区などの本  
県の投資環境の認知度を高めて、東日本大震災の影響により分散投資を検討す  
る国内企業や、チャイナリスク等により中国から生産拠点の移転を検討する日  
系企業、外資系企業に加えて、那覇空港、それから那覇港の物流拠点の形成を  
目指して、臨空・臨港型産業の誘致を促進することを目的としております。事  
業の内容としましては、各種展示会における沖縄経済特区の紹介ブースの設置、  
海外での企業誘致セミナーの開催、現地視察のツアーと意見交換会の開催、投  
資関係のPRのための広報印刷物の作成等となっております。

**○照屋守之委員** 東日本大震災—津波も含めて、あれだけの地域があらゆる部

品も含めて、非常に混乱しましたよね。ぜひ、このような予算を使ってリスク分散というか—ああいう形でいろいろな部品がつかれなくなると、車の生産も滞ってしまうことが露呈されたわけですよ。ですからこういうもので、それぞれのメーカーに対して沖縄のよさというか、企業経営や海外進出をしていくために沖縄の自由貿易地域とか、いろいろな沖縄のそういうものはよいですよといったものも含めて、こういうものがしっかり活用できれば、日本全体の企業の投資、あるいは製品開発、生産をしていく上で非常によいのではないかと思うのですけれども、具体的にどういう企業をターゲットにするということも含めて検討しているのですか。

**○仲榮真均企業立地推進課班長** 想定される企業として、国内においては、東日本大震災の影響によって分散投資を検討する企業。海外においては先ほども申しましたように、チャイナリスク等により中国から生産拠点を移転する日系企業、外資系企業。業種としましては、那覇空港、那覇港の物流拠点がございしますので、空と海の物流ネットワークを活用できる臨空・臨港型産業を想定しております。

**○照屋守之委員** それとあわせて、中城湾港には賃貸工場をつくったわけでしょう。賃貸工場の3倍も4倍もあるような施設もつくって、どうぞ使ってください、来てくださいますぐらいのものは必要ではないですか。ですから、こういうものも含めてこういう調査でいろんな企業にアタックする。考えてもよいですよ、我々はこういうものも整備しますよというところも含めて考えていくと、企業立地はより促進されるのではないですか。

工業開発促進という面で、外にもアピールするのだけれども、ここに対してもしそのような調査研究もしてみたらどうですかという話です。

**○當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑内容について確認及び説明があり、それを受けて照屋委員から質疑を進めるとの申し出があった。)

**○當間盛夫委員長** 再開いたします。

照屋守之委員。

**○照屋守之委員** ですから、どんどん外にお願いするのだけれども、受け入れ

る側として賃貸工場をやりましたね。最近、沖電開発株式会社が建物をつくって、最終的にそれを貸して1000名の雇用をするという、全く新しい仕組みでやったわけでしょう。そうすると、県もいろいろな仕組みをつくって、大きな工場をつくって一土地を買いなさい、そこに設備投資をきなさいとは言わないで、そのようなものをある程度整備、賃貸させるなどして、どうぞここに来てください、そこまで我々は考えますよということも含めてやったほうがよいのではないかという提案です。まずは検討してください。

次に、環境保全行政費についてお願いします。これは5900万円の高遮熱塗装、遮熱フィルムですか。この市町村単位の説明と、今、うるま市で屋内運動場が大きなテーマになっていて、熱で周りに迷惑をかけているという事例があって、このような市町村のものについては、うるま市の事例も含めて対応できるものですか。

**○森田俊彦環境政策課副参事** まず、地球温暖化対策臨時特別基金の内容から説明いたします。環境保全行政の中で、県、市町村施設の高遮熱塗装、遮熱フィルムの導入、高効率の空調機器及び太陽熱発電システムの導入に対する経費ということで、国が平成21年度に地域ニューディール基金というものを創設しまして、その基金を受けて沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金を創設しております。今回の補正は、この事業の繰り入れをお願いしているところです。

この基金では、温暖化対策関係事業、廃棄物対策関係事業、海岸漂着物関係事業が実施できます。今の御質疑は大きな企業といいますか、県や市町村の温暖化のための塗装や、機器の整備などについて使用することができます。お尋ねの民間に関しましては、住宅に関して断熱、窓の高遮熱フィルムなどを補助している状況です。

**○照屋守之委員** 私は民間のものを聞いていませんよ。うるま市に屋内運動場という大きなドームがあって、この外壁の反射板で、地域周辺への反射光が余りにも強いものだから苦情が出ていて、これはこういった事業で整備すると聞いているものだから、恐らくこういう事業を使ってやるのかなと考えたわけです。ですから、これも入っていますか。

**○森田俊彦環境政策課副参事** お尋ねのうるま市屋内運動場の件に関しましては、まだそういった調整はなされていないと聞いています。

**○照屋守之委員** では、別の事業があるのですか。私はやると聞きましたけれ

ども。今、こういった形で、先ほど個人も、民間も、県民向けもあると言っていましたよね。この事業はこれからも続いていくのですか。

○森田俊彦環境政策課副参事 実は、本基金事業が平成21年度から平成23年までとなっております。その計画の中では、今年度の分含めて今回、補正予算でお願いするのですが、事業計画が立てられておまして、今年度事業でとりあえず事業終了という計画になっております。

○照屋守之委員 これまで事業を進めてみてどうですか。考えてみますと、例えばフィルムだと、熱が遮断されるので非常によいですよ。ですから、沖縄県にとってよい事業だなという思いがあります。実際に事業を実施した上での効果とか、件数とかを含めて御案内できますか。

○森田俊彦環境政策課副参事 平成21年度からこれまでやっておりますが、実際にその効果を十分検証できるのはまだ先かと思うのですけれども、計画上は遮熱なり、断熱なりの効果は十分見込まれると考えております。

○照屋守之委員 見込まれるだけでは事業は続きませんよ。ある程度のデータはあるでしょう。実績があると、我々ももっとやったほうがよいのではないかなと言えるのだけれども、この辺の具体的なデータがなければ、なかなか難しいのではないですか。きちんと示したほうがよいのではないのですか。

○森田俊彦環境政策課副参事 計画の中では、当然ながら断熱による電気消費量の低下などの効果について、机上で計算しています。今後、事業実施前と後の比較を検証していくことで、より詳細な効果を実証できるのではないかと考えているところです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
親里米吉委員。

○新里米吉委員 今回の補正予算は、知事からの説明にもありましたとおり、災害等による緊急の対応を要する事業、地域医療再生臨時特例基金等の基金を活用する事業、額からいくとこれで大半を占める気がします。そして、平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料の1ページにある投資及び出資金、積立金で大半を占めると見えています。その投資及び出資金の10億7909万2000円

は、同じく5ページの災害援護費とそっくりそのまま一同額ですけれども、これは、そっくりこの部分に使われていますか。

○平敷昭人財政課長 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 これを見たときに、県のどこか基金みたいなものを取り崩して、県が使うのかと思っていたら、先ほどの話を聞くと、東日本大震災で都道府県も拠出するというので、その費用だと理解しましたが、それでよいですか。

○平敷昭人財政課長 今回の拠出金は、先ほど担当部局からもありましたけれども、もともと財団法人都道府県会館が基金を持っておりまして、今回の東日本大震災の被災者に対して給付金があるわけですが、それが最大4000億円余り見込まれると。その約8割を国が負担するのですけれども、残りの2割を地方が持ちます。その地方が持つ分について、まずは財団法人都道府県会館が保有している基金—各県から拠出してもらっていた分の500億円ほどを取り崩して2割に充てます。しかし、それでも足りないものですから、追加で今回拠出します。

そして、前から積み立てていた500億円を全部使った上に追加もやるものですから、今まで平常時に準備していた500億円がなくなるので、さらに積み戻し分として積み立てます。そういうことで、沖縄県の積み戻し分と追加拠出分を合わせて、10億7900万円ほどになるということです。

○新里米吉委員 今回の10億円余りの財源はどうでしょうか。といいますのは、歳入のほとんどが地方交付税、国庫支出金ですよね。この財源をどこから充てているのか。地方交付税なのか、国庫支出金なのか、双方から出したものなのか。ほかに繰入金があるのかどうかについて説明してください。

○平敷昭人財政課長 今回の拠出金につきまして、先ほどの東日本大震災に係る追加拠出分はすべて特別交付税です。積み戻し分に関しましても、95%が地方交付税です。今回、補正予算の中で地方交付税が10億4600万円ほどありますけれども、その部分に充てるための交付税措置分を計上しているということです。

○新里米吉委員 余りすっきりしないので一国から金を出して、国に金を出す

ような感じがして、それで財源が何なのかと聞きました。地方交付税で充てて、それを県から財団法人道府県会館に拠出して、それを東日本大震災対策に使うと。県で使う部分ならわかるのだけれども、国全体で使うものが一まあ、仕組みとしてそうなっているからやむを得ないのでしょうかけれども、少しすっきりしなかったものだから聞いたのです。

先ほど津波に対するハザードマップの話がありましたね。それをつくっていくときに、学者たち一沖縄県の近海で地震が起きたときにどうなるのかということも大事でしょうけれども、もう一つはやはり、過去の沖縄県における大震災がどうであったのか。今回の東日本大震災も一私も6月議会で言いましたけれども、貞観地震という全く同じ規模のものがあったという古文書とか、実際にここまで津波が押し寄せたという全く同じくらいのところまで、今回も押し寄せています。そういう意味では、過去の起きたことからすると、想定外などという言い方は許されないと。それを内部では知っていて、そういった議論もあったということもありました。沖縄県においても古文書や文献、あるいは言い伝えなどで、我々は明和の大津波以外は余り知らないのですよ。明和の大津波以外に、例えば八重山地域での大津波なので、宮古島や沖縄本島でどの程度の規模のものが過去にあったのかということをお調べされているのかどうか、お聞きしたいです。学者の単なる計算だけではなくて、実際にどうだったのかも非常に重要だと思います。

**○和宇慶努海岸防災課班長** 過去の津波につきましては、学識経験者の話によりますと、沖縄県については古文書などには見当たらないと。唯一はっきりしているのが明和の大津波ということです。ただし、沖縄県においても津波が起これないということではないと言われていています。したがって、今の学術的見地、知見からしますと、それを踏まえて、例えば、地質構造などを考えながら、どの程度大きなものが起こるのかということをお想定して、地震を設定する必要があるだろうと聞いております。

**○新里米吉委員** 明和の大津波は、30から40メートルぐらいのところまで波が押し寄せたという話があるわけですね。沖縄県全体の中で、八重山地域でこういったことがあると、宮古島や沖縄本島にもそのときに一定規模の5メートルから10メートル規模の波が押し寄せてもおかしくないと思うが、沖縄本島では全く津波が起これなかったのかということは、調べていないのですか。

**○和宇慶努海岸防災課班長** 実は、学識経験者からも沖縄本島につきましては、

歴史的津波の記録は見当たらない—例えば、津波史などにも明和の大津波に関するものは見受けられないという話でございました。しかしながら、津波が起きないということではないと。逆に、空白地帯という考え方もあるので、気を許すべきではないという話でございました。

○新里米吉委員 気を許すべきではないのは当然なことで、対策は必要ですが、その場合にも沖縄本島では過去の文献や言い伝えがないと。そうなるにつくり方も当然、地震が起きた場合の科学的な見地からの話になってくるだろうと思います。八重山地域については、単なる地震が起きた場合にどれぐらいかという話だけではなくて、過去に明和の大津波があったわけだから、それを加味して30メートル、40メートルぐらいのところまで押し寄せる場合の対策を当然、皆さんは考えていると思うのですが、そういった方向で検討していますか。ほかの地域と一実際に過去にこれだけの大津波があったわけだから、それを想定しての防災対策でないといけないですよ。そのようにやっていますかとお聞きしています。

○川本栄太郎防災危機管理課長 委員の御指摘のとおり、今回、沖縄県の地震津波想定委員会の取りまとめにおきましても、科学的見地から想定される頻度の高い地震のほかに、歴史に学ぶ地震—最大級のものに備えるべきということで、1771年の明和の大津波等を考慮した対策を、今後講じていくべきという提言がなされておりまして、今後、県としても対策を講じてまいりたいと考えております。

○新里米吉委員 次に、同資料の7ページ—これも非常に額が大きいのでお聞きしますが、地域医療対策費の15億円について。地域再生医療基金への積み増しということですが、現在の基金の額は幾らですか。

○宮里治医務課班長 現在の地域再生医療基金の額は、50億円であります。

○新里米吉委員 主に積み立てた基金をどういうことに使っていますか。支出の主なものは、どのようなものですか。

○宮里治医務課班長 現在積み立てている50億円について—1次計画分ですけれども、主に離島僻地の医療機能の強化や医師の確保等、地域における医療課題解決のための事業として、実施を予定しております。

○新里米吉委員 次に、看護師確保対策費についてお聞きします。その7805万円の説明では、学生への資金貸与、実践的能力向上研修費用とありますが、学生への資金貸与は、その中の幾らですか。

○島袋富美子医務課看護専門監 修学資金の分は、4320万円となっております。

○新里米吉委員 看護師への資金貸与は、かなり以前から財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団なり、いろいろな形を通してやっていると思いますが、現在はどのぐらいの貸与を行っていますか。去年の実績などは、大体どの程度ですか。

○島袋富美子看護専門監 県の修学資金の貸与につきましては、平成22年度が6107万4000円となっております。

○新里米吉委員 そうしますと、去年の実績6107万円余に4320万円をさらに上乗せして、これからは1億円余りを貸与していくことになりますか。

○島袋富美子看護専門監 今回の補正予算でこれまでの修学資金の実績を拡充しまして、貸与人数をふやす予定としております。

○新里米吉委員 貸与人数をふやすだけではなくて、額も6000万円プラス4000万円で、今後は1億円余りになりますか。

○島袋富美子看護専門監 今年度当初予算に今回の補正予算分を足しますと、1億4120万円になります。

○新里米吉委員 これを実績にして、来年度予算には1億円余りを当然皆さんとしては要求し、獲得に努力するということになるわけですね。

○島袋富美子看護専門監 平成24年度、平成25年度につきましても、同様の額を貸与する予定としております。

○新里米吉委員 今回の補正予算だけ一時的にふやして、あとはもとに戻して知らん顔だったら、非常に問題のあるやり方になるので、そういうことであれば、当然その額は確保していかないといけないと思います。総務部長も聞いて

いますから、かなり善処するとは思いますが。

最後に、海外事務所の件についてお聞きします。

海外事務所1291万円の補正予算で、今回、北京事務所を開設するための経費ということになっていますが、開設するための経費ですから、開設そのものの経費ではないので、主にどのような内容に使いますか。

○玉那覇靖産業政策課班長 内訳としましては、赴任旅費が主に200万円程度。また、三役が開設中に訪問することを合わせて200万円、これで400万から600万円。あと、事務所等々を借りないといけませんので、その賃借料の200万円や、現地スタッフの雇用に係る費用、それを含めて1000万円程度。合わせて1491万2000円となっております。

○新里米吉委員 最初に赴任旅費200万円と言っていましたが、赴任旅費はそれだけかかるものですか。

○玉那覇靖産業政策課班長 何度もいろいろな場所に調整に行かないといけないのです。登記所に行ったり、登記が終わった後に税務署に登録したり、ちゃんと事務所があるかどうかということ、向こうの警察である公安の審査を受けたり、最低でも3、4回は職員が行ったり来たりしなければならないということで、それぐらいの費用を見積もっております。

○新里米吉委員 意味がわかりました。単に勤めるための赴任ではなくて、開設するために必要な仕事をしなければならない。これも赴任旅費に入れているということになりますね。

○玉那覇靖産業政策課班長 そのとおりです。

○新里米吉委員 どのぐらいの職員を予定していますか。

○玉那覇靖産業政策課班長 事務所の体制としては、県職員の所長1名と現地スタッフ2名、計3名体制で現在考えております。

○新里米吉委員 北京に事務所が必要ということはよく理解できますし、上海、北京と中国の二大都市でこれからの観光を中心に展開をしていくということは、沖縄県の方向性としてはむしろ少し遅いぐらいのことだろうと一我々も10

年ぐらい前からずっとそれを言い続けてきたので、非常に大事なことだと思います。それとあわせて、余り機能していないのかもしれないけれども、福建省のほうは完全に撤退して全くこれから対応しないのか、どうしようとしていますか。

**○玉那覇靖産業政策課班長** これも多方面からおしかり等々を受けたこともありましたので、福建・沖縄友好会館の管理運営業務は公募で選び、民間の株式会社ネオ・プランニングに行ってもらっていますけれども、経済交流や友好交流等については福州委託駐在員を配置して、推進していく考えです。今までそういうことを県民が余りわからなかったということなので、福建省との交流に向けて、ことしの6月に県が音頭をとって、那覇市、浦添市、宜野湾市と福建省関係行政機関等連絡会議をつくりまして、関係者をみんな集めて一今回、福州市・那覇市友好都市締結30周年ですので、県も一緒に応援して物産展や観光展をやろうということで、今後、文化や経済、人的交流が一層進むよう行っているところです。

**○新里米吉委員** 私も福建・沖縄友好会館をつくる前、つくっている最中、できたころの3回行っているのですが、当時としては結構目立つ一今だったらほかに大きなビルができて、大したことはないかもしれないけれども、当時としては結構注目に値する建物だったのです。立地はよいし、福建省の政府機関が周辺に、歩いて行ける場所にあって、非常によい場所だなと思ったのですけれども、交通手段の問題やら、そこを活用する団体やら、なかなか厳しいものはあるのだろうけれども、先ほど話があったように那覇市も浦添市も、福州市や泉州市などとずっと姉妹都市提携をしているわけですし、何とか向こうでも可能な一沖縄の物産展が向こうで展開できないのか。向こうからも沖縄に持ち込めるような物産がないのかというところは、今後も引き続き努力してほしいということだけ申し上げて、終わります。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉元義彦委員。

**○吉元義彦委員** 平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料7ページの農林水産部にお願いいたします。家畜畜産物流通対策費の852万4000円ですね。これは株式会社沖縄県食肉センターの補助金を国に返還するための経費ということですが、この特定財源について、説明をお願いします。

○波平克也畜産課長 特定財源は国への返還金です。南城市にある株式会社沖縄県食肉センターの屠畜場がことしの3月に完成したのですけれども、これに伴って古い屠畜場の一部を壊して、新しい屠畜場の一大型の車を搬入する必要があるということで、古い屠畜場については補助金が入っていたものですから、この補助金の返還ということでもあります。

○吉元義彦委員 特定財源は何ですか。

○波平克也畜産課長 株式会社沖縄県食肉センターからの財源です。

○吉元義彦委員 3月の完成後、屠畜がスムーズにいつているのかどうか、ふぐあいなどが生じていないかどうか。この点はいかかですか。

○波平克也畜産課長 まだ、本格稼働はしていません。これだけの施設ですから、いろいろと試験運転をしながら一ましてや古い屠畜場を整備して、新しい屠畜場に車が搬入できるようにしなければならないこともあって……。

○吉元義彦委員 本格稼働に向けて、年末に向けて一やはり沖縄県の食文化である豚肉がどんどん消費されていく月になりますので、この辺に支障のないよう頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

次に、健康バイオ関連産業振興費について、6348万1000円組まれておりますが、これは微生物等を活用して、汚染土壌を浄化すると説明されています。どういう汚染土壌なのですか。

○大城玲子新産業振興課長 ここでいう土壌汚染については、油や重金属等の汚染を想定しておりまして、排出源としては工場跡地や基地跡地等が考えられると思っております。

○吉元義彦委員 例えば有用微生物を使ってですよ。

○大城玲子新産業振興課長 微生物に限らず植物等もあると思いますし、菌であったり、いろいろな方法が考えられると思っております。

○吉元義彦委員 この中には、EM菌とかも含まれるわけですか。

○大城玲子新産業振興課長 EM菌に特定してやっているわけではないのですが、企業からのプレゼンテーションを受けて、公募により選定していく予定ですので、それも対象です。内容によっては入る可能性があります。

この事業の概要につきましては、微生物や植物など生物を活用して、汚染土壌を浄化する技術を県内企業に持っていただくということで、そういう企業の創出、育成を図るための研究開発に対して支援を行う事業でございます。

具体的な内容といたしましては、まず1番目に、沖縄の気候や土壌に合った土壌浄化微生物や植物を選定すること。2番目にその生物等を活用した処理技術を開発すること。その実証試験を行って、例えば取り扱う建設業者などに人材育成をしていく内容の事業になっております。

○吉元義彦委員 例えば、以前にEM菌の問題について、まだ科学的知見が確立されていないということで、公の事業などには認められませんよということがあったわけです。ですから、この辺についてはどうなのかなと、私は少し憂慮して質疑しているわけですが、今回その辺も認められて、そういう事業に含まれて進められるということなのか確認したくて、質疑しているわけなのですが。

○大城玲子新産業振興課長 特にEM菌に関しての研究成果を活用して、この事業を構築したということではなくて、県内では微生物ライブラリーなども設定されており、いろいろな菌などが見つかっておりますので、そういうものを活用して、こういうことができないかという事業でございます。

○吉元義彦委員 今回、補正予算で組まれているわけですが、今後継続してやっていく考えなのですか。

○大城玲子新産業振興課長 今回、沖縄特別振興対策調整費を活用させていただこうと考えておまして、平成23年度から平成26年度を想定して要求していきたいと思っております。

○吉元義彦委員 次に、商業振興対策費の1000万円ですが、今回、中心市街地活性化に関して認定されたところということで計上されているわけですが、この件について説明をお願いします。

○志堅原丈商工振興課班長 商業振興対策費は、中心市街地の活性化を図るた

め、市町村が策定する中心市街地活性化法の認定基本計画に位置づけられた事業であり、商店街振興組合等が実施する商店街、アーケード整備に対して補助を行うものであります。今回の補正では、沖縄市中心市街地活性化基本計画に位置づけられている沖縄市一番街商店街、沖縄市サンシティ商店街のアーケード改修事業に対する補助金を1000万円計上しているところであります。

○吉元義彦委員 今言ったところを実施して、今後はどうなっていくのですか。

○志堅原文商工振興課班長 県内では、沖縄市が平成22年3月に中心市街地活性化基本計画を策定して、国の認定を受けているところです。本事業は、その中心市街地活性化基本計画に位置づけられているアーケード整備事業が対象ですので、現在のところ沖縄市だけが対象ということになります。

○吉元義彦委員 今の沖縄市の箇所だけでやっていくのですか。それとも、もっと範囲を広げていく計画もあるのですか。

○志堅原文商工振興課班長 沖縄市以外の市町村が中心市街地活性化基本計画を策定し、商店街振興組合等が実施するアーケード改修事業を同基本計画に位置づけ、さらに国からの支援が得られれば、県の財政状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

○吉元義彦委員 沖縄市内で範囲を広げる可能性もあるのですか。

○志堅原文商工振興課班長 沖縄市の中心市街地活性化基本計画に定められている区域がございまして、そこには銀天街とかも含まれていますので、銀天街などの商店街振興組合がアーケード改修事業を行う場合は、国の支援が得られれば対象となりますので、県の財政状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 雇用対策推進費。高校生等の就職力を総合的に強化するための経費について、まず、この事業の具体的な内容について説明をお願いいたします。

○新垣秀彦雇用政策課長 雇用対策推進費は、高校生、大学生についての就業支援というところで、インターンシップや合同説明会、マッチング事業などを展開しているのですけれども、出口的なところの対策に加えて、高等学校、大学と7年間連続して受けるような形で、高校生、大学生のキャリア形成支援のプログラムを新たにつくっていけないかということで、この事業を企画しております。

○山内末子委員 支援プログラムをつくるということですよ。そのスケジュールについてお聞かせください。

○新垣秀彦雇用政策課長 沖縄特別振興対策調整費を活用して、県としてはおおむね平成23年度から26年度までを予定しております。まず、平成23年度の補正予算分につきましては、カリキュラム策定協議会を設置しまして、高校、大学等の問題、課題等を抽出する実態調査を行います。その後、平成24年度以降に支援プログラムの基本方針を策定して、それぞれのプログラムを実施する実証校の公募・選定を行います。平成25年度において、その実施したカリキュラムの実証や改定作業を行って、平成26年度につくったカリキュラムを各学校現場、教育機関に説明して、県内の高校、大学でモデル事業を実施していきたいと考えております。

○山内末子委員 それでは、今年度から4年かけてプログラムを策定して、結局4年後から事業の実施が始まると理解してよろしいですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 実際には平成24年度から公募していきますので、その中で一公募する、実証する学校は限られますけれども、それを補足するとか、加わるとか、もしくはこの事例をもって別のところで展開できるようなものがあれば、それも含めて検討していくことになるかと思えます。

○山内末子委員 直近の若者の就職率を教えてください。

○新垣秀彦雇用政策課長 県内の高校生の就職内定率ですけれども—これは沖縄労働局の調べですが、ことし3月の卒業が86.6%。昨年が81.8%。一昨年は85.5%となっております。

○山内末子委員 全国と比べるとどうでしょうか。

○新垣秀彦雇用政策課長 全国のことし3月卒業が95.2%、同じく昨年が97.2%、一昨年が97.8%と、大体10ポイントから12、13ポイントぐらいの差があります。

○山内末子委員 若者の雇用対策は、ここ近年本当に厳しい沖縄の状況があると思うのです。その中で県もグッジョブ運動などを展開していますが、なかなか改善しない。そういう形で今回、こういう事業を実施していくかと思うのですけれども、その中で先ほど言っていました検証作業が入っているのですが、なかなか子供たちが定着しない—就職しても離職する人が大変多いということを考えますと、そこをしっかりと検証する作業がとても大事だと思います。しかし、今、この事業を見てみますと—今の沖縄県内の就職状況を見てみますと、4年後にそのプログラムが策定されて、実際に子供たちを教育するのが4年後となりますと、大変のんきな事業ではないかと思うのです。その中で、もっと集中的な形でそういう作業ができないのかどうか。この辺は検討してこなかったのかを含めてお願いいたします。

○新垣秀彦雇用政策課長 高校生、若年者のキャリア教育という観点におきましては、これまで国としてもキャリア教育という考え方が平成15年以降に出てきているのですけれども、県としても立ちおくれというのでしょうか—人材育成の面ではおくられているのですけれども、ことしの7月に商工労働部と教育庁で、これとは別にキャリア教育、職業教育推進のための研究協議会を設置しています。その中で今後、県全体の小・中学校、高等学校、大学を含めたキャリア教育のあり方をどうするかということを検討しておりますけれども、7月に設置した協議会で方向性を出して、その中から施策を次年度以降—できるものは早い時期にやっていくつもりですけれども、今回は沖縄特別振興対策調整費を活用して、これまでは厚生労働省の国庫等を使って高校生の就職支援等をしているのですけれども、特に沖縄特別振興対策調整費を使うということで、これまでなかった事業という展開で目指していこうと考えております。

○山内末子委員 ぜひ集中してやっていただきたいなということと、この事業主体は、結局民間に委託する形と考えてよろしいのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 そうなります。

○山内末子委員 このプログラムの中で、先ほど言っていました協議会を設置

する。そういう形で民間の皆さんの活力もこの中に入ってくると。教育委員会あるいは教育関係者の皆さんとの連携は、どのような形でとっていくのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 協議会の設置は県が行います。委託した民間が設置するのではなくて、協議会そのものは県が設置しますから、県が大いに関与していくことになりまして、県内外の学識者、産業界、学校関係の方々おおむね15名ぐらいに集まっていただいて、このプログラムを作成していきたいと考えております。

○山内末子委員 根本的なところから考えていこうという形で、そういう意味では大変有意義なプログラムだとは思っておりますが、ぜひ、実効性がある形で事業を推進していくことをお願いいたします。

次に、環境保全行政費の中で、公共施設への遮熱事業ですか—太陽光の事業について、先ほど内容を伺いましたが、今年度で最終ですよ。最終年度ということは、これまで3年間の実績があるかと思っておりますが、この事業を導入したことによって光熱費の削減等の効果が見えたのかどうか。見えたのであれば数字を知らせてください。

○森田俊彦環境政策課副参事 答弁の前に、先ほどの照屋委員への答弁を修正したいと思います。公共施設の遮熱化事業の中で、うるま市の健康福祉センターが今回事業をするということで調整されているようですので、御報告したいと思います。

今の御質疑の効果でございますけれども、実際に導入してデータもとりつつあるということで—遮熱化のための事業ですので、天候や季節によっては効果があらわれるときと、そうでないときがあると思うのですけれども、実際に電力の消費量がこれぐらい減るだろうという計算をしているところですが、それに加えて温室効果ガスの削減効果もざっと計算したところ。ちなみに、机上の計算ですけれども、CO<sub>2</sub>削減効果として全事業の計算をしたところ、年に359トンのCO<sub>2</sub>の削減ができるのではないかとこの計算をしたところでございます。

○山内末子委員 電気料金などには関与していないのですか。それはお示しできないのですか。

○森田俊彦環境政策課副参事 実際にこの効果を判定するときは、電気料金の

比較ということになります。ですから、1年前の電気料金と遮熱化後の電気料金を比較して、それを集積して解析していくことになります。金額についてはそれぞれ出てきますので一今、手元にはないのですけれども、導入した各施設の解析をやっているところです。

○山内末子委員 数字が出ていましたら、後で資料としてお願いいたします。今年度の公共施設への予定はどこになっていますか。

○森田俊彦環境政策課副参事 今回は北部保健所と平和祈念資料館、那覇市の真嘉比自治会館の3件を予定してございます。

○山内末子委員 各個人住宅への計画もしておりますが、この補正予算では何件を予定しておりますか。

○森田俊彦環境政策課副参事 今回の補正予算では計上してございません。当初予算で125件ほどの予算を計上してしまっていて、今はその事務処理をしているところです。

○山内末子委員 125件については、どういう形で募集をいたしましたか。

○森田俊彦環境政策課副参事 募集につきましては、財団法人沖縄県公衆衛生協会を窓口にしまして、広報をした上で書類のチェック等をお願いして、県庁に来る形になっております。

○山内末子委員 何件申し込みがあって、これは抽選でしょうか。

○森田俊彦環境政策課副参事 今のところ抽選ではなくて、申し込みば一現在、108件の申請がございました。そのうちの2件は取り下げましたけれども、申請ですのでその書類上合致していれば、当然交付するという形になります。

○山内末子委員 補正予算から外れていますが、当初予算で個人住宅については募集をかけた。それがなかなか我々もわからなかったですし、広報について皆さんでもう少し考えてもよかったのではないかと思います。125件のうち108件だということは、まだ少し枠があるわけですね。これからも申し込みは可能ですか。

○森田俊彦環境政策課副参事 申し込みは9月で締め切ったところでございまして、現在、108件の申請と2件の取り下げという結果が出ているということです。

○山内末子委員 せっかく予算もつけていますし、125件の枠はあるわけですから、もっと告知すれば、これからでも追加申し込みとかをかけて一今、106件でまだ大丈夫だと思いますから、この辺をもう少し緩和していただいで、対応できるような形でお願いできませんでしょうか。

○森田俊彦環境政策課副参事 要綱等がございまして、そういう周知をしてございまして、今、締め切り期限の延期なりの回答については控えさせていただきたいと思います。

○山内末子委員 控えないで、ぜひ皆さんで相談していただいで—そんなに難しいことではないと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、結核患者管理費について、この事業の具体的な説明からお願いいたします。

○棚原憲実健康増進課班長 結核患者管理費の事業内容について御説明します。感染性のある結核患者と接触した方に係る結核感染の有無を検査するQFT検査が近年開発され、国の結核に関する特定感染症予防指針においてもさらなる活用が求められております。そのため、従来、外部委託で実施していた同検査を効果的・効率的に実施するために、一つの保健所で集約的に一括して実施することにより、まだ発症していない新たな患者を発見し、早期治療につなげ、発病者の発生を防ぐとともに結核の蔓延を防止するということと、もう一つ、結核菌の遺伝子解析検査を実施しまして、院内感染や集団感染において感染経路の把握、そして、多剤耐性結核菌等の起源の追求を行って、今後の再発防止等に役立てていきたいということです。

○山内末子委員 県内の結核患者の発生率、近年の動向についてお願いいたします。

○棚原憲実健康増進課班長 本県における平成22年の新規結核患者は260人で、前年の235人と比べて増加しております。人口10万人当たりの罹患率は18.7人で、全国の18.2人とほぼ同様の罹患率となっています。全体的な新規患者数は

全国と同様に減少傾向にありますが、高齢者の患者発生の割合が多くなってきていまして、新規患者のうち、約60%に当たる156人が70歳以上の高齢者となっております。また、近年は全国的に院内感染、集団感染、多剤耐性結核等新たな課題が出現しておりまして、今後の結核対策を強化していく必要があると考えております。

○山内末子委員 結核というと過去の病気＝伝染病というイメージがあるのですが、毎年200人以上の患者が発生しているということは、まだ全滅にはなっていないという状況の中で、少しでも発生率を下げたいという事業展開だと考えてよろしいですか。

○棚原憲実健康増進課班長 おっしゃるとおりです。

○山内末子委員 子供たちの予防接種の状況は、今どのような形になっていきますか。

○棚原憲実健康増進課班長 細かいデータは持っておりませんが、BCG接種につきましては、引き続き子供たちの感染予防というよりも、発病予防のために一特に、小さい子供は感染すると重症化しますので、今後も継続して接種率を上げていく努力が必要だと考えております。

○山内末子委員 今、説明がありましたが、この事業はこれまで部外に委託をしていたものを、一つの保健所で一括して実施すると言っていましたけれども、県内で一つの保健所と考えてよろしいですか。それはどちらの保健所ですか。

○棚原憲実健康増進課班長 当初予算までは、民間の検査業者に委託して実施しております。今後、この事業が認められましたら、中部保健所あたりで検討していきたいと一離島も含めて、1カ所で検査を集約して実施していきたいと思っております。

○山内末子委員 ぜひとも十分頑張ってください、一人でも発生者を少なくするという努力をしていただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 防災対策費についてお聞きします。防災対策費で備蓄物資の購入に要する経費ということで今回計上されており、東日本大震災の被災地へ提供したからということになっているのですが、通常は備蓄食料を廃棄処分する周期があると思うのですが、その周期はどうなっているのか。それから、処分する場合の方法はどのようになさっているのか、お願いします。

○川本栄太郎防災危機管理課長 備蓄食料の賞味期限については現在5年となっておりますので、5年の周期で処分することになっております。ただ、この備蓄食料は廃棄というわけではなくて、できる限り県内の動物園だとか、もしくは家畜の飼料として畜産業者に提供しているとともに、県の防災訓練等において、賞味期限が近くなったものを参加する住民に提供するなどにより、防災意識の普及啓発に努めているところでございます。

○新垣清涼委員 これを聞いたのは、台風時の欠航等で空港にとめられて困っている皆さんに、賞味期限に近づいているものを提供できないのかなという思いがありまして。家畜や養豚業者には無償で提供しているのですか。それとも有償ですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 無償で提供しております。

○新垣清涼委員 治山施設維持管理費についてお願いします。台風被害による治山施設等の被災箇所復旧ということですがけれども、今回のその場所、被害の状況についてお願いします。

○宮城 訥 森林緑地課班長 補正予算の概要について説明します。

治山事業は、山地や海岸付近に近接する集落、農地を台風や豪雨等による被害の防止・軽減を図るために実施する施設整備事業であります。今回の補正予算については、台風第9号により被災した治山施設のうち、国庫補助による災害復旧では該当しない治山施設等の復旧に要する経費であります。

被災箇所については、東村平良地区で1カ所、名護市古我知地区で2カ所、同許田地区で2カ所の計5カ所となっております。被災の状況については、東村平良地区はのり面の崩壊となっております。名護市古我知地区はのり面の崩壊と山木崩壊、名護市許田地区はのり面の崩壊と護岸の崩壊となっております。

○新垣清涼委員 民家や人身への被害はないですか。

○宮城 訥 森林緑地課班長 特に被害はございませんが、今回の箇所は民家の裏山や工場の近くでの被災であり、緊急性があるということで、今回の補正予算に計上しております。

○新垣清涼委員 現在そういった地すべり、がけ崩れなどの想定される箇所は、県内に何カ所ぐらいありますか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、兼島総務部長から、農林水産部所管の林道等は把握できていると思うが、土木建築部所管の急傾斜地崩壊危険区域等は把握していないと思われるとの補足説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 皆さんの範囲内での想定箇所はありますか。

○宮城 訥 森林緑地課班長 現在、特に山腹関係の崩壊については、山地治山とか予防治山といった事業で実施しておりますけれども、実際に崩れている箇所については1カ所、今後崩壊が懸念される箇所については一ちょっと件数を確認しましたけれども、四、五カ所程度の実施を予定しております。

○新垣清涼委員 身体障害者スポーツ振興費の件でお伺いしたいのですが、今回の補正予算で1094万8000円出ているのですが、補正前の予算は幾らになっていますか。

○喜舎場健太障害保健福祉課班長 当初予算は1510万円を計上しております。

○新垣清涼委員 それで今回は当初予算に近い額が補正されていますが、その理由を教えてください。

○喜舎場健太障害保健福祉課班長 当初予算においては一まず、前提ですけれども、ことしの10月の全国障害者スポーツ大会の派遣費用でございます。当初予算において個人競技—これは、都道府県の障害者の人口割りをもとにして決

まっておりますので、人数として47名分を当初予算で計上しております。今回の補正予算の主な理由としては団体競技でございまして、これに係る派遣費用でございます。団体競技におきましては、九州のブロック地区予選で優勝したチームが行くという考え方になっておりまして、それに基づき選手、役員を含めて約70名の派遣となりましたので、今回の補正予算を計上しております。

○新垣清涼委員 当初予算では個人競技の派遣分を計上して、団体競技については九州地区予選を勝ち抜いたときに計上するというところで、常にそのようなパターンになるということで理解してよいですか。

○喜舎場健太障害保健福祉課班長 そのとおりでございます。昨年度は約250万円の補正予算を要求し、認めていただいたところでございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時23分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 3点だけお願いします。先ほど防災対策費の件で、備蓄食料とかもろもろを含めて、家畜とかそういった形でやって、残りは県の防災訓練関係で使っていると言っていましたけれども、全体の割合ですね。家畜にはどれだけ使って、県の防災訓練等の関係ではどれだけ使っているというデータはありますか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 割合のデータは、現在持ち合わせていないのですが、直近で提供したものについては、平成16年に名護動植物園に4万4000食、平成22年にくいまーる事業協同組合という家畜食料等を扱っている畜産業者に1万6000食を提供した実績がございますが、全体の割合は把握してございません。

○島袋大委員 今回の補正予算に組まれている備蓄食料に関しては—5年で賞味期限が切れると言っているけれども、東日本大震災でこれまで提供した分を補うという数字ですよ。

○川本栄太郎防災危機管理課長 これまで備蓄していたものを放出して、現在、全く県にないために補てんするということになります。

○島袋大委員 では、5年で賞味期限が切れるような状況にはならないのですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 今回整備するものについては、賞味期限が5年でございますので、5年後には賞味期限を迎えるということになります。

○島袋大委員 そういった家畜関係の方々に提供するなどもよいと思うのですが、やはり大変な3・11以降、災害に関しては県民はいろいろな面で考えていると思いますから、やはり県の管轄であれば高等学校の防災訓練等ですういった備蓄食料を使うとか、そういったもろもろに強化していったほうが、県民の若い世代の皆さんも、集団生活で行動する中で非常に重要な一備えた訓練になると思いますから、そういうものも対応できるような考えはありませんか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、現在も賞味期限が間近に迫ったものにつきましては、県の防災訓練におきまして、参加住民等の防災意識の普及啓発のために配ったりしておりますが、今後はさらに市町村等と連携して、そのような市町村による防災訓練等における活用も検討してまいりたいと考えてございます。

○島袋大委員 私の地元の豊見城市でも、賞味期限が切れる前のものを地域住民に一訓練後に乾パンとかを配ってはいるのですけれども、やはり学校関係ですね。県の高等学校の防災訓練と一緒に、そのときになったらこう食べますよといった指導まで行ったほうがよいと思いますから、その辺もまた検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料6ページの未熟児等養育費の件について聞きたいのですが、これは当初予算で組まれているものを、さらに今回の補正予算で組んだということですか。

○照屋明美健康増進課班長 これは母子未来センターの予算でありまして、当初予算では組んでいませんでした。今回、沖縄県地域医療再生計画が承認になりましたので、未来センターの調査費や測量費に関して補正予算を組みました。

○島袋大委員 県内では、未熟児で生まれる子供たちの件数が非常に高くなっていると思うのですが、未熟児で生まれた子供たちの保育器のための予算ではなくて一結局、何なのですか。

○照屋明美健康増進課班長 母子未来センターの建設に係る調査費等でございます。

○島袋大委員 母子未来センターをつくるための、基本設計に向けての調査といたったものですか。

○照屋明美健康増進課班長 そのとおりです。

○島袋大委員 申しわけないですが、母子未来センターとはどのようなものなのですか。

○照屋明美健康増進課班長 一般社団法人沖縄県助産師会が運営するセンターでありまして、その中で正常分娩の取り扱いであったり、母親の教育や相談を受けるような施設になります。

○島袋大委員 次に、文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費について聞きたいのですが、内容を見たら、外国人観光客向けの観光情報ガイドブック等の作成となっておりますが、この発行部数とどういった内容のガイドブックになりますか。

○神谷順治観光振興課長 外国人観光客の利便性、満足度を高めるということで、外国人観光客の県内での回遊性向上に向け、交通アクセス方法を詳細に網羅した外国語交通案内ガイドブックを新たに作成するものでございます。中身につきましては、中国語の繁体字及び簡体字、英語、ハングル語各1万部ずつの合計4万部を考えております。

○島袋大委員 これは、どちらに設置するのですか。旅行会社や各市町村にあ

る観光協会などありますが、どちらですか。

○神谷順治観光振興課長 当然、各市町村の観光案内協会、レンタカー協会等々の観光関係団体に配る予定でございます。

○島袋大委員 そういったところでレンタカーなどもろもろ含めて、ガイドブックとして提供すると理解してよいですか。

○神谷順治観光振興課長 そうでございます。

○島袋大委員 最後に、社会体育施設等管理運営費で900万円ついているのですけれども、その内容についてお願いします。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 ことし8月の台風第9号の襲来によりまして、泡瀬漁港内にある競技用ボートの上げおろし用に使用されている浮き栈橋と、南城市大里にある県立ライフル射撃場が被害を受けましたので、泡瀬の浮き栈橋に400万円、県立ライフル射撃場に500万円、合わせて900万円を緊急修繕に要する経費として計上しております。

○島袋大委員 今、2カ所だけでしたけれども、今回の台風被害によって、社会体育施設の中でそういう修繕が必要という全体数を調べた上で、この2件なのですか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 はい、そうです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料7ページの看護師確保対策費についてお尋ねいたします。先ほども御説明がありましたが、平成22年度の実績が144名、今までの実績でも243名で、今回100名ほど上乘せして、平成23年度の貸与人数は大体340名程度になるだろうと見込まれておりますけれども、対象学生数からすると、平成23年度で貸与を受ける学生はどれくらいの割合になるか、お答えいただけますか。

○島袋富美子医務課看護専門監 対象学生数に占める割合については、今は数字として持ち合わせていないのですが、各学校に修学資金の募集をかけて、説明を行いまして、学校から上がってきた人数について対応しております。ほぼ要望のあった人数は当初予算で措置できる状況になっているのですが、315名の応募があった中で243名に貸与が決定していますので、今回の補正予算を行った後に、あと100名ほど措置できればと思っております。

○上里直司委員 対象学生数などのデータは、多分皆さん持ち合わせている話だと思いますので、後で改めて答弁していただきたいのですが、ことしの2月の条例改正で、返済条件を変更したわけですよ。それで初めて実績が出て、改めて追加募集するという点で、昨年度と本年度でどのように申込者数が変わったのか。あるいはどのような声が上がっているのか。その反応についてお答えいただけますか。

○島袋富美子医務課看護専門監 傾向といいますか—修学資金の募集については、以前はある程度学校ごとに割り振って募集をかけておりましたが、今回は必要な学生にということで募集しまして、出てきた数が先ほどの315名となっています。応募する学生は増加しております。

○上里直司委員 今回は、当初予算に追加する形で計上しておりますけれども、先ほどの質疑と重なる部分がありますが、当初予算分でどれだけ確保するのかということが重要だと思うのです。つまり、今回のように9月補正予算での計上という形になると、申し込みも少しおくれるわけですよ。入学当初に申し込んで—経済的な条件をクリアできるように、やはり、ある程度の額を当初予算で確保するような努力をしていただきたいのですが、その辺どうでしょうか。

○島袋富美子医務課看護専門監 看護師確保のためにも必要な事業ですので、福祉保健部としても予算の確保ができるように努力していきたいと思っております。

○上里直司委員 先ほどの対象学生数について、平成23年度は大体の見込みでどのぐらい受けられるのかという数字は出ましたか—出ていないのなら結構です。担当者が数字をわざわざ出してくれたのですよ。もう私が言いますけれども、2496名が対象になっていて、243名を追加をすることで割合が出ると思うのですけれども、これは10%を超えるわけですよ。皆さんが把握した上で、これだけの予算を追加して確保するというのを堂々と説明しないと、なぜ条例

を改正したのだという話になるわけです。ですから、もう少し—あえて私は皆さんに聞いたわけですが、しっかりと答えていただきたい。総務部長も聞いていらっしゃるので、当初予算からしっかり確保していただきたいということを要望しておきます。

次に、科学技術振興費の交通拠点施設整備の費用についてお尋ねいたします。当初、去年の半ばに補正予算が組まれましたよね。その補正予算とこの事業との関係というか—経緯について、少しお答えいただけますか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** 昨年度、知的・産業クラスター基盤整備事業ということで、交通拠点整備について沖縄特別振興対策調整費を活用して、沖縄自動車道石川インターチェンジ周辺でのバス乗り継ぎ機能と駐車場を持った施設の整備、アクセス改善を行う事業として計上させていただきました。その事業の中で昨年度、整備に関してのうるま市の調査—いわゆる未利用地等の調査を行って、その調査をもとにうるま市と調整した経緯があります。我々としても、先ほど照屋委員からもありましたように、うるま市で土地を購入していただいて、そこに国の予算を活用して拠点をつくりたいという形で調整してまいりましたけれども、うるま市との調整の中で、十分な面積を確保するために周辺の民有地も確保しなければ、大きなインターチェンジ周辺の整備にはならないということになりまして、民有地の購入も含めた今後の課題として、需要を拡大していきながら、さらに対象民有地の皆さんの御理解もいただいて整備できればということで、今回の交通調査事業はうるま市を通過して、恩納村を通過して沖縄科学技術大学院大学、各ホテルを回るというバスの—今のリムジンバスは、1日5往復しかありません。最初が午前11時那覇空港発で、最後が午後3時の5本しかございませんので、それではなかなか空港からのアクセスでうるま市、恩納村、沖縄科学技術大学院大学、各ホテルという利用が難しい状況でございますので、それを今回の社会実験で10往復ふやして、朝10時から夜10時までの間にリムジンバスも含めて活用して、うるま市、恩納村、さまざまな利用者、沖縄科学技術大学院大学への利用実態調査ができれば、その需要をもって必要な交通拠点の整備に向けて、今後調整していきたいと考えております。

**○上里直司委員** 丁寧に御説明ありがとうございました。去年の補正予算では、交通センター地区における低未利用地等の現状把握調査を行うということでした。その事業で低未利用地が確保できるのかどうかを把握されたはずですが、それで整備が進むはずだったのですよ。しかし、それが進まなかったということ

ですけれども、そもそも皆さんから経緯を聞いていますと、土地の確保の責任—だれの責任で購入するのか、だれが実施するのかということは既に決められていたことなのですか。私が聞いていると、うるま市は県がやるべきだと言っている。皆さんからしたら、それは地元の問題だからうるま市でやるべきだという話に一何かうまく調整できていなかったのではないですか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** 確かにおっしゃるとおりでございまして、当初、うるま市による土地の購入、上物の整備は県ということで国と調整していたところございまして、おっしゃるよううるま市からすれば、財政状況からしても用地の購入は非常に厳しいと後でお聞きしました。現状では、土地の確保についても県がどうかかわっていけるかについては議論していきましようということにしております。おっしゃるように行き違いはあったことは認めます。

**○上里直司委員** そういう意味で言うと、普通、低未利用地等の現状把握調査は一もし、うるま市が土地を購入するのであれば、うるま市が調査すべきです。そもそもそれを県がやっておきながら、しかも民有地を見つけた後でうるま市に買ってくれという話は、やはり事業の進め方として筋が通っていないと思います。今の段階ではうるま市が土地を買う、上物は県が整備するというきっちりとした合意ができているのか。あるいは土地の部分も県が見るのかという話は、今の時点で固まっているのか、固まっていないのか。これだけでいいですので、お答えいただけますか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** 今の段階では、どちらで購入するかについても決まっておられません。

**○上里直司委員** やはり早目に—この地域は、交通拠点整備されるということで、交通センター地区として市街化形成も図っておりますし、うるま市は沖縄アミックスインターナショナルの件でも市有地を無償で貸しています。今回、そういう話をしている、今度進めるときには市で買ってくれという話は、やはり市にとっても負担があります。そこは県がしっかりと土地も建物も見るという気持ちで、ぜひ頑張っていたきたいと要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく9ページの交通安全施設費についてお尋ねいたします。説明で、台風被害による交通安全施設の緊急補修に要する経費とありますけれ

ども、とりわけ交通安全施設の中の信号機が、今度の台風でどれだけの被害を受けて、どれだけの補修をしなければならないのか。それについてお答えいただけますか。

○仲村智成交通規制課長 信号機の被害状況につきましては、台風第2号及び台風第9号の本島直撃により、延べ1147カ所の信号機で信号灯器の向き不良等の被害が発生しております。これは、県内全信号機2037カ所の約6割に当たる被害となります。なお、被害の内訳については、信号柱倒壊が2カ所、信号灯器破損164カ所、灯器向き不良等981カ所となっております。

○上里直司委員 台風が直撃すると、信号機という交通安全施設はそれだけ被害を受けるということなのではないでしょうか。

○仲村智成交通規制課長 従来の電灯式では、台風に対する耐久性が若干弱い部分がありますので、台風のたびに被害に遭っている状況でございます。

○上里直司委員 それでお尋ねしますが、以前、私が沖縄県警察交通管制センターにお邪魔したときに、LED式信号機が並べられていて、この信号機の設置に努めていらっしゃるという話を聞いたのです。今度の台風被害においても、従来の信号機からLED式信号機にかえていくと私は聞いたのですけれども、そもそもLED式信号機は省電力化には貢献するものの、台風被害に対してどういう貢献をするのか、お答えいただけますか。

○仲村智成交通規制課長 LED式信号灯器は光源に発光ダイオードを使用したもので、従来の電球式信号灯器と比べ、委員おっしゃるように省電力、長寿命、視認性の向上、あと、西日等による擬似点灯防止というメリットがあるほか、灯器本体が薄型、軽量化、またフードを小さくできることから、従来の電球式よりも暴風に対する耐性はすぐれているものと考えております。

○上里直司委員 これはぜひ、台風被害対策、低コスト化を考えていくなれば、迅速に設置していただきたい。財政的な状況もあるでしょうけれども、沖縄の置かれている状況を考えると、計画的に、迅速に設置すべきだろうと思うのです。ぜひお願いいたします。ちなみに、参考で一もし、皆さんが資料を持っていたら教えていただきたいのですけれども、交差点で従来型の信号機を設置した場合と、皆さんが設置を進めているLEDの信号機を設置した場合を比較し

て、どのぐらい電気料金を節約する効果が出てくるのですか。

○仲村智成交通規制課長 前後対比ということになると思いますけれども、標準的な交差点をモデルに試算しますと、電球式の場合は月額7300円、LED式の場合は約3200円となり、約4100円—56.7%の電気料金を節約できることになります。

○上里直司委員 その分、設置するにもお金がかかるでしょうけれども、ぜひ設置を計画的に進めていただきたいと要望しておきます。

次の質問をさせていただきます。同じく資料の8ページの雇用対策推進費—先ほども出ましたけれども、高校生等のためのキャリア支援プログラム事業についてお尋ねいたします。先ほどの質疑と重複しない部分で質問いたします。

皆さんの位置づけは、恐らく若年労働者の雇用促進という分野でこの事業を進めるということだと思えるのですけれども、皆さんがこれまで展開してきた若年労働者の雇用促進事業と比べてみて、この事業の特色—どのような点が今までの事業展開と違っているのか。これを御説明いただけますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 これまでの若年者の就業支援、雇用対策につきましては、例えば高校生だと3年生、大学生だと4年生、卒業して3年未満というところで、間近に就業を控えている生徒、学生を対象にしてきたのですけれども、今回の事業については、企業側からの要求とか、要望とか、学校を出て企業でどの程度使えるか—基礎力や社会対応力がある人材を企業側も求めている。なおかつ高校、大学についても、これまで授業なり、教科なりを教える人たちは当然先生なり、教授等がいらっしゃるのですけれども、実践的にキャリアのプレゼンテーション、自分のキャリアデザインをどう描いていくかというところがこれまで弱かったと。そういうところから高校1年生から3年生、大学1年生から4年生が、年次的にどうあれば将来速やかに就業につながるかという視点で、この事業は計画しております。

○上里直司委員 もう少し具体的にお聞きしますけれども、これは高校生等のためのキャリア支援プログラム事業ですよね。ということは、対象は高校生、実施するのも高等学校の現場と理解してよいですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 高校生等とあるのですが、高校生と大学生を対象にしております。今回は高校67校、大学5校に聞き取り調査をした後、平成25年

度に公募をかけて、高校3校、大学3校でカリキュラムを実践して、検証していく流れで実施する予定です。

○上里直司委員 そうすると、これは高校生と大学生のためのキャリア支援プログラム事業として受けとめてよいのですか。事業名からすると「等」と入っているので、何なのかがよくわからないのですよ。それは高校生、大学生と位置づけてよいのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 そのとおりです。

○上里直司委員 そうすると、皆さんは今までの事業を展開していく中で、そこについて不足、あるいは重点的にやらないといけないという立場で事業を展開されるはずなのですけれども、皆さんの認識としては、教育委員会が実施しているキャリア教育が十分ではないという認識で事業を進めるのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 これまで学校現場、県教育委員会が実施するものについては、当然、学校の中での完結型だと思うのです。今回の事業については産学官が連携して、もともとキャリア教育そのものが学校現場だけでは困難があるということで、産学官もしくは地域、行政も巻き込むような形で何らかの支援ができないか。その際のキャリア形成に当たっては学校の教材だけではなく、ほかの社会的な仕組みも交えながら、何らかのプログラムをつくれませんか。そのプログラムが必要ではないかという観点から仕込んでおります。

○上里直司委員 もう少し簡潔に聞くと、学校現場、教育庁はキャリア教育を推進してきたのではないのですか。キャリア教育を推進してきた一私の認識ですと、このキャリア教育の推進がうまくいかなかったから、あるいは不十分だからこの事業が生まれてきたという認識なのです。ですから、キャリア教育のどの部分が不十分だったのか。教育庁が皆さんにどういう意見を言っているのか。それをお答えいただけますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 平成23年1月31日の今後の学校におけるキャリア教育、職業教育のあり方についてという文部科学省の中央教育審議会の答申があるのですが、この中で、キャリア教育を進めるに当たっては各界一家庭、地域、社会、企業、経済団体、職業能力開発団体、NPO等との連携が必要であると。そういう視点で文部科学省、教育機関は、これまでのキャリア教育を今後もつ

と発展させていくためには、教育機関以外の協力が必要であるという答申がなされております。

加えて、我々もみんなでグッジョブ運動を展開している中で、もちろん雇用の場の創出等が必要ですが、その中での方の意見が、人材育成をどうしていくか、特にキャリア教育が必要だと。それについては産学官が連携していく必要があると。そういう意見をたくさんしておりますので、そういう視点から商工労働部としても教育庁と連携しながら、今後の生徒たちのキャリア教育に携わっていきたいと考えております。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上里委員から、学校現場で起きているキャリア教育に関する課題をどう把握しているのか、教育庁からどのような話を受けているのかについて聞いているのであって、質疑に対する答弁になっていないとの指摘があり、教育庁担当者が答弁することとなった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

山城邦定県立学校教育課班長。

○**山城邦定県立学校教育課班長** 今、上里委員から御指摘がございましたとおり、教育委員会としましても平成18年度にキャリア教育の手引をつくって、推進してまいりました。その間、学校現場では小・中・高と一例えば職場見学、職場体験、インターンシップを核にして、学校教育全体を通してキャリア教育を推進してきました。

ただ、推進する上での課題が出てきております。例えば、まだ子供たちの目的意識が不十分ではないかと。そのために進路決定が遅いと。県外であれば、ほとんどが9月、10月ごろには意思決定を行うのですが、県内の子供たちはその辺の意思決定がまだ遅くて、目的意識が低いのではないかとという御指摘がございします。それを受けて、当然学校としても対策を打って、1学期からずっと取り組んではおります。また、先ほど就職決定率が県外と比べて10数%低いとありました。これは県内志向が強くて、県内の求人が出るまで待とうという形で一求人が出るのも遅いものですから、そういう形ですれ込んで、就職決定率も県外と比べて低いと。あとはマナーです。基本的な生活習慣、マナーの確立がまだ不十分でないかということで、学校現場では今、マナー講座を開いたり、そういったことでキャリア教育を充実させるため、学校現場は一生懸命に取り

組んでいるところがございますが、まだまだ課題があるととらえております。

**○上里直司委員** もう少し聞きたいのですけれども、皆さんがつくった沖縄県キャリア教育推進プランは、平成18年4月にできたものなのです。今おっしゃった言葉は、5年前に全部盛り込まれているのです。それを受けて推進してきたわけですよ。私が聞きたいのは一認識はそうかもしれませんが、当初からあった認識を推進プランと銘打って進めてきたにもかかわらず、なぜそれが教育現場でできなかったのか。なぜそれが実施できなかったのかという点が、次の事業に生かす意味で重要な視点になるだろうと思って質疑をしているわけです。ですから、そこを聞きたいわけですよ。それで、現場の対応が不十分なのか、先生に余裕がないのか。今までの推進プランにのっとった形で皆さんも対応されているでしょうけれども、何が対応として問題になったのか。それをお答えいただけますか。

**○山城邦定県立学校教育課班長** 当初、例えば学校現場はインターンシップを行えば、キャリア教育はこれで終わりだという認識でした。やはりキャリア教育は、学校教育活動全体を通して実施すべきであるということで、学校に周知を図って、例えば学校行事や総合学習の時間に、地域の方に講演してもらうとか、あるいは具体的に野菜をつくったり、それを収穫して実際に料理したりとか、今、キャリア教育推進プランでうたわれている課題を解決していくということで、いろいろな方策が学校現場でなされております。もちろん当初の課題よりも随分改善されてはいると思いますが、学校現場では継続して、この課題に向けて取り組んでいるということで御理解いただけないかと。

ただ、キャリア教育を始めた段階と今とでは随分変わってきております。意識も変わってきていますので、キャリア教育の成果は出ていると。当初の課題が解決されていないというよりも、まだ不十分である、解決まではさらなる時間がかかると御理解願いたいと思っております。

**○上里直司委員** そこまで長々とお聞きする話ではなくて、どういう点を問題とされていて、それを解決する方法などを県教育委員会としてまとめられていないのですか。今の話だと、今までの実績をかんがみて、問題点は何かという答えをまだまとめしていないということですか。

**○山城邦定県立学校教育課班長** 問題点、課題等を含めてまとめていて、その課題解決に向けて各学校でプログラムをつくって、学年に応じて、あるいは発

達段階に応じて取り組んでおります。ただ、先ほどお話しした課題がまだあると。最初のころの課題とほとんど変わってはいないのですけれども、それをさらに解決—充実させていく形で取り組んでいるということで御理解願いたいと。ですから、まとめてはおりまして、課題解決に向けて各学校独自のプログラムをつくって、例えば卒業生を呼んだり、地域の企業の方を呼んだりしていろいろな話を聞かせたり、そういった形で学校は一生懸命取り組んでいるということで御理解願いたいと。

**○上里直司委員** そうすると、皆さんの推進プランの中では、すべての小・中学校、高等学校でキャリア教育学習プログラムに基づいたキャリア教育を実施するとうたわれていますけれども、このキャリア教育学習プログラムは、もう既にあるということですか。

**○山城邦定県立学校教育課班長** 学習プログラムをつくって—今、学校現場にお願いをしているのは、プログラムをつくって終わりということではなくて、実際に実施して、検証すると。そして、また翌年には改善を図るということで、学校現場にお願いしてございます。

**○上里直司委員** では、雇用政策課に聞きますけれども、雇用のプログラムはあると—キャリア教育の推進プログラムはあると言っているのです。学校現場は持っている。そのプログラムを生かせばよいではないですか。生かせばよい話であって、県教育委員会から拡充するための補正予算が出されるのであれば、私は賛成です。よくわかります。そうなのだけれども、雇用の担当課が出すものも意味があると思っているから、あえて聞きたいのはこれがあるにもかかわらず、では何をつくりたいのかという話をもう持っているのか。そこを聞きたいわけですよ。

**○新垣秀彦雇用政策課長** 商工労働部のキャリア支援につきましては、先ほど申し上げたように、高等学校から大学までつないでいく7年間のキャリア支援のプログラムができないか。高校完結型、もしくは大学が求める高校卒業生をどのようにつくっていくかという視点でとらえて、事業をつくり込みたいと。

**○上里直司委員** ですから、高校生部分はあると。それを拡充する方向ということで、認識はすり合わせているのですか。その方向で行くのかどうかを聞いているのです。

○新垣秀彦雇用政策課長 教育庁との認識については、午前中も山内委員へお答えしたのですけれども、別途キャリア教育、職業教育研究協議会を持っていて、今後あらあらの方向性が出るかと思うのですけれども、その事業を起すことについては、まだ時間的な先送りがあるのです。これについては我々の産学官連携の中で、企業側がじかにどういう人材を求めているのか、もしくはそのために高校、大学では何をしてほしいのかという視点で、教育という切り口ではなくて、企業に送り込む人材という視点で、キャリア形成への支援ができないかというところで取り組んでいくつもりです。

○上里直司委員 私は聞いてびっくりしましたよ。企業側の論理に合わせて学校教育を行うなんて、そんな乱暴な議論はないですよ。私は、今のプログラムをつくるに当たって、雇用と教育は密接な関係にあると認識しているのです。こういう事業が出てきている背景も、この10年間にわたって日本もほかの先進国と合わせて、教育と雇用という形をミックスしたような事業をやっていることも理解しているのです。しかし、今の発言は、やはり教育現場のやり方を踏みにじていますよ。つまり、学校現場でやる話というのは、あくまでも学校の教育の分野にしかないわけです。ですから、学校がつくったプログラムがあるならば、それを生かすべきなのではないかと言っているわけですよ。皆さんが改めてやるという部分よりも、やはりそこを主体に持っていくべきではないかという話をしているのです。ですから、そこはしっかり連携して、すり合わせていただきたい。私は大事な事業だと思っているので。

もう一点だけ最後に聞きますけれども、補正予算が約2800万円あるのですけれども、初年度に計上するのが、キャリア形成支援プログラム協議会の設置とその調査をするというところにお金をかけているのですよ。調査するなどは思わないけれども、まず、大事なところは、やはりさっき申し上げた県教育委員会のプログラムがどうなのかということを、しっかり皆さんの中で話し合ってもらいたい。話し合ってもらった上で、これを進めていただけませんか。

○新垣秀彦雇用政策課長 この事業を沖縄特別振興対策調整費として予算化する前段階から教育庁、県内の8つの大学と聞き取り、調整を行って、どのようなものが必要なのか、こういうものが真に沖縄県の高校生、大学生のために必要かという事前の調整等はしております。ただ、それが具体的にどのようなプログラムになっていくのかについては、今後もちろん教育庁、大学現場と調整しながら進めていきたいと思っております。

○上里直司委員　ですから、それにこれだけお金を費やす一やはりボリュームが大きいわけです。2800万円で調査費用にすると。しかし、もう現場ではやっているわけですよ。ですから、もっと現場に即した形で協議会も調査も進めていただいて、うまく連携をとりながら、確実に進められるようにすり合わせてもらいたい。それを要望しておきますので、ぜひ最後、教育委員会からもお願いします。

○山城邦定県立学校教育課班長　上里委員から御指摘がございましたとおり、教育委員会としましても関係部局一特に商工労働部と今回、大学もありますので、大学とも深く連携してこの事業がうまくいくように、そして子供たちのキャリア教育がさらに推進されるように、お互い勉強して頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員　重複を避けて2点だけお聞きいたします。福祉保健部の地域医療対策費の地域医療再生基金の積み増しですが、補正予算の大半を占めている15億円ですので、運用についてお聞かせください。

○宮里治医務課班長　地域医療対策費についてお答えいたします。沖縄県では地域医療再生計画により、平成22年度から平成25年度の4年間で50億円の基金を活用して、離島僻地の医療機能の強化や医師の確保等の地域における医療課題の解決のための事業を実施しているところです。平成22年度末までの活用状況を見ますと21事業で4億1294万5000円で、今年度、平成23年度末の執行見込みとしましては、29事業の合計で26億4323万2000円、総額に対する執行見込み率は52.9%を計画しております。同計画の趣旨を踏まえて、計画及び事業の効果が早期にあらわれるよう、早目の執行に努めていきたいと考えているところです。

さらに今年度、地域医療再生特例基金の2次分として、厚生労働省が各都道府県の地域医療再生金に積み増しして交付することとなっております。内示見込みが15億円となっております。今回の補正はこの内示見込みの15億円のための補正であります。県では地域医療再生計画の1次分及び2次分とも、その事業効果を十分に発揮できるよう、努めてまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 県の地域医療再生計画について、資料として委員に配付してもらえませんか。

地域医療の問題を抱えて、離島も僻地も多い一市への偏在、診療科目の偏在、いろいろありますが、今回の50億円の地域医療再生計画によって、これまでの地域医療の課題のどのようなものが解決できますか。

○宮里治医務課班長 今回、1次、2次計画が提出されているのですけれども、まず、1次計画は宮古・八重山圏域と北部保健所圏域を対象としておりまして、この2カ所でそれぞれ25億円、計50億円が基金という形で計画されております。その1次計画の骨子は、人材の養成と育成、医療機能の分化・連携、離島僻地の課題解決の3つの目的を達成するということになっております。今回、国に出している2次計画は、各都道府県に一律に交付される15億円となっています。これは基本部分ですけれども、それについては、3次計画以上及びそれに連携する1次、2次計画上の課題を解決するというものになっているところです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から、質疑に対する答弁になっていないとの指摘があり、もっと簡潔に答弁するよう指示があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

宮里治医務課班長。

○宮里治医務課班長 例えば、1次計画で実施している事業としましては、在宅歯科診療の推進事業があります。あと、小児救急の電話相談事業、シミュレーションセンターの整備事業、琉球大学における寄附講座の設置事業、看護研修センターの建設事業、看護師等の修学資金の貸与事業等が今、実施している主な事業であります。

また、2次計画を提出している事業としましては、遠隔読影支援システムという事業があります。また、急性期脳卒中に係る医療体制の整備事業、結核接触者検診強化事業、産婦人科医師確保対策事業等がありまして、主に医師の確保とか、離島僻地における医療の支援体制の強化を図るための中身となっております。

○高嶺善伸委員 後で提出してもらった資料を見てからになりますけれども、

具体的に2点聞きましょう。

与那国町のように産婦人科のない離島市町村で、やはり飛行機に乗るためには、一月ぐらい前から県立八重山病院の近くに移らないといけないわけだから、まず航空賃とか、宿泊とか、いろいろなことをしないと子供が産めない状況があって、そのたびに与那国島から引っ越そうかという話もあるわけだから、こういう地域医療の抜本的な再生につながる事業にまでつながっていくのかどうか。まず、これについての対応を聞かせてください。

**○宮里治医務課班長** 今回の地域医療再生計画は、各医療団体—医師会とか、あるいは市町村、そういった団体に地域医療再生臨時特例基金を利用した事業の提案をお願いして、申請してもらって、それを県で計画としてとりまとめて、国に申請する形をとっております。要望のありました事業については精査をして、今回、計画として提出されているところです。

**○高嶺善伸委員** ぜひ、これは期間を区切った地域医療再生臨時特例基金事業ですので、従来の予算や仕組みでできないものをぜひ実現して、効果的な地域医療再生のために取り組んでもらいたいと要望しておきます。

もう一点、具体的な事例で、救急医療対策費もその事業の一環ですよ。それについて御説明ください。

**○宮里治医務課班長** 救急医療対策費ですけれども、救急医療対策費は今回、救急自動車の整備事業として計上されております。これは、離島僻地の急患搬送体制の強化を図ることを目的としておりまして、県の地域医療再生計画に位置づけられた事業となっております。医療機器等の必要な機材を装備した救急自動車を離島に導入することを目的とする補助事業であります。今回の補正は竹富町の西表島西部地区、あと波照間島に2台の救急自動車を新規導入する事業となっております。

**○高嶺善伸委員** これまでの僻地患者輸送車等整備補助事業での車もありますが、これは救急医療ができる—いわゆる救急車と考えてよろしいですか。

**○宮里治医務課班長** はい、そうです。

**○高嶺善伸委員** それと、県立病院などのような医療施設はない—診療所であるわけですが、実際にこの救急車を運用するのはだれなのか。搬送先はどこな

のか。これは常時、どこが管理することになるのかお聞かせください。

○宮里治医務課班長 市町村になります。

○高嶺善伸委員 例えば、救急車は救命救急士の配置であるとか、そういう専門性を持った方とかいろいろな対応が必要ですが、今のところ、竹富町は消防がないのですよ。消防救急業務を行っていないのです。そういう市町村にこの救急車を配置して、市町村に運営させるとなると、それに必要な陣容であるとか、予算、運用について、すべて所在市町村持ち出しとなると大変なことになりますが、そのあたりまでちゃんとフォローアップできるようになっていますか。

○宮里治医務課班長 今回の予算は、救急自動車の整備のみの予算となっております。

○高嶺善伸委員 これは、竹富町から要望のあった事業なのですか。

○宮里治医務課班長 竹富町からの要望があって、予算化した事業であります。

○高嶺善伸委員 私は大事だと思うのです。診療所が拠点としてありますので、そこまでどう搬送するかということについては、一分一秒を争いますので、救急車があったほうがよいわけです。ただ、搬送だけではなくて、救命救急業務ができるように対応するのが適切な救急車の運用だと思っていますので、これだけの地域医療再生事業でやるのであれば、今後、この救急車を生かしてどのような陣容で患者と対応するのか。町の負担を検討した上で、診療所とどう連携させるのか。これは配置だけではなくて、後の運用に大きな課題として残りますので一皆さんは、竹富町とよく協議されているとおっしゃるので、私も歓迎します。後のことについては、きちんと所在市町村と対応してもらうように希望しておきますので、ぜひ御配慮をお願いします。

次に、災害関係で平成23年度一般会計補正予算（第3号）説明資料9ページの土木建築部の海岸・砂防調査費の5000万円ですが、これまで防災ハザードマップにかなりの金をかけて、委託をして、県も作成してきましたが、それは土木建築部であったのか、ほかの部局であったのかについての確認と、そのハザードマップの作成に要した金額や事業の概要について、説明してください。

○和宇慶務海岸防災課班長 ハザードマップの作成経費と成果についてですが、沖縄県では平成18年度、平成19年度に津波浸水シミュレーションを行っております。その際に要した経費は、約1億2000万円となっております。シミュレーションの成果は、市町村のハザードマップ作成を支援するものとして提供しております。今回、東日本大震災の教訓として津波浸水シミュレーションを見直すこととしており、要する経費は、前回の成果の一部が利用できることから、約5000万円となっております。

○高嶺善伸委員 連携して、前回の1億2000万円の成果を生かせるのは歓迎です。ぜひその成果を生かして、もっと効果的なハザードマップが作成できるようにお願いしたいと思います。

そこで、先ほど新里委員からもありましたが、学術的な知見、あるいはまた経験モデルからして、どれぐらいを想定して、避難対策をとるのかということは大変なことです。前回の1億2000万円の想定は余りにも低すぎて、余り現実的ではないことから見直すことになったと思いますが、今回の調査費は、委託費で5000万円になっているのですが、すべて丸投げするのか、ある程度の委託の内容を決めてやるのか。その委託の内容について、もし、県の考え方や具体的な方針があれば、お聞かせください。

○和宇慶務海岸防災課班長 委託の方針につきましては、学術的な研究者の最新の知見に沿って、起こり得る最大クラスの津波を想定しております。前回の津波が間違っていたということではなくて、前回のものも起こり得るとの視点に立っております。

○高嶺善伸委員 まず1つは、学術的な知見についてお聞きします。静岡県の浜岡原子力発電所は、30年のうちに大型の東海地震が起きる可能性がある、と切迫しているとのことでしたが、沖縄県で想定される切迫した地震とか、大津波の可能性は科学的な知見、学術的な知見から現在、どのような予測状態にありますか。

○和宇慶務海岸防災課班長 学術的な知見と申しますよりも、琉球大学の研究者によると、今起こってもおかしくないという表現でアナウンスしております。

○高嶺善伸委員 今起きてもおかしくないという状況だとしたら、どれぐらいを想定した地震が起きる可能性があるかと予測しているのですか。

○和宇慶務海岸防災課班長 想定につきましては、委員会や学術経験者が地震の規模を決定した後に、マグニチュード、ひずみを計算して、津波の大きさを設定するものでありまして、現在のところ、どのぐらいの規模、マグニチュードになるのかについては決まっておりません。

○高嶺善伸委員 皆さんが委託するときに、どのような指針を出すのかということ。例えば、地震の大きさ—マグニチュード、あるいはまた想定される津波の高さを持っていないと、委託先は分析・シミュレーションできないのではないですか。ですから、皆さんが今、学術的な知見を集約すると、何年内に起こり得る震度及びマグニチュードは幾らぐらいを想定して、津波の高さはどれぐらいとしてハザードマップをつくってくださいというように委託しないと、前回のような二、三メートルでは大変ですよ。これについて、もう一度わかりやすく説明してください。

○和宇慶務海岸防災課班長 現在、委託を予定しているものにつきましては、津波の解析—コンピュータを駆使して計算するものになっておりまして、その計算入力の原因となる地震、津波につきましては、委員会を開くなどで各専門の委員の知見を踏まえて、その地震、ひずみの決定まで含めて委託の中で活用したいと考えております。

○高嶺善伸委員 今、学術的知見では5メートル。それにプラスして、経験モデルもあわせて想定すると既に言っておきながら、いまだにマグニチュードも、津波の大きさも全く想定していない。今から検討するということは、今までの答弁と合わないのではないですか。

○和宇慶務海岸防災課班長 津波の規模については素人では決められないということで、学識経験者の知見をもって委員会形式で—新たに沖縄県で起こり得る、学術的に考えられる地震規模を想定して、それに基づく津波を起こして解析することになります。したがって、委託についてはその要件を付して委託すると考えております。

○高嶺善伸委員 この委託は、成果としてはいつごろ出てくる予定ですか。

○和宇慶務海岸防災課班長 成果につきましては、詳細の仕様を決めて—予算化した後に計算しますので、今年度中にできればと考えております。

○高嶺善伸委員 沖縄は独自の地形海底構造がありますので、委託する場合には、リーフというものが津波に対して防潮堤的役割をするのか、逆にプラスの要因になるのか、予測要因の中に入れてもらいたいと要望しておきます。といいますのは、マグニチュード7.4の明和の大津波は一石垣島の南東部ですけれども、大浜地区、白保地区、伊野田地区あたりは全滅ですよ。そして2万人ぐらいいた人口が半分になりました。宮良地区のような高台にまで上がっていますので、30メートルぐらいは津波の高さがあると思うけれども、見ると海岸沿いの沖はみんなリーフなのです。リーフの内側は大体、最大干潮は干上がるのだけれども、切れ目から30メートル以上の深さ、さらには50メートルと外海に切れ込んでいるので、多分、あの津波がきたときにリーフで砕けて、勢いがとまったのではないかなと思います。答えがそうなので、やはり委託するときはリーフや切れ目、湾口など、地形においては沖縄独特の予測をしないといけないのではないかなと思っていますので、その辺まで予測要因の中に入れてもらいたいと要望しておきます。

最後に、地震津波が起きたときにどう避難すればよいかということで、市町村各集落でみんな避難訓練をしているのです。先日、西表島の白浜地区に行ってきました。そこは平地にほとんどの住宅があり、背後に山があって、そこに県道白浜線が通っていて、その白浜線が避難道路と書いてあるのです。確かに、そこまで行くと5分以内で高台まで逃げられるのだが、避難道の入口にロープでバリケードが張ってあるのですよ。危険につき出入り禁止と。地域の公民館長がおっしゃるには、西表島で群発地震があったので、どこに避難するかということで訓練したと。そのときは、県道白浜線を上って行って高台に行っただと。ところが、今はロープが張られていて、避難道路が出入り禁止になっているので、白浜区民はどこに逃げるのかという話を直接言われました。きめ細かく考えると、ハザードマップも年内にやりながら、知事公室とも連携をとって、今できるのは何か、予算をかけなくてもできることがあるのではないかなということで、並行してやっていくことも防災意識を高めることになるのではないかなと思っています。知事公室で対応できますか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、避難の重要性につきましては、東日本大震災を踏まえた沖縄県地震・津波想定検討委員会においても指摘されたところがございます。9月2日に開催された県の防災訓練におきましても、今回は自治会、幼稚園、学校、ホテルなど60の団体において、5000人の住民を対象に避難訓練を同時に行っただとございますが、今後はさらに各自治会、学校とも連携して、避難訓練の充実を図ってまいりたいと考えており

ます。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から、地域住民に避難経路と明示して訓練させておきながら、今、ロープを張って、立ち入り禁止としている措置はすぐに改善できるのかどうかを聞いているとの指摘があり、兼島総務部長から、同県道で立ち入り禁止になっている箇所があることについての説明があった。その後、高嶺委員から、避難経路は命にかかわる問題なので、少なくとも避難場所に指定された高台までは安全に移動できることから、そこまでは出入り禁止を解除してほしいとの要望があり、再開して兼島総務部長が答弁することとなった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 避難は大変重要な点でございますので、避難経路の確保という観点で、しっかり市町村を含めて、地域と連携しながらやっていきたいと思っております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 福祉保健部の保健所施設整備費についてお願いします。那覇市もいよいよ中核市への移行を進める中で、いろいろと細かい事業があるかと思いますが、その現況の説明と予算の説明をあわせてお願いできますか。

○**城間正彦福祉保健企画課副参事** 那覇市の中核市への移行に係る県側の窓口は、企画部となっておりますけれども、福祉保健部所管分は福祉保健企画課が取り扱っております。

まず、中核市移行に伴う事務移譲がございます。県から市への事務移譲ですが、これは県が3500ほどの事務を那覇市に移すという提案をしまして、那覇市からは受入決定が2727事務、継続協議が97事務、中核市移行後、再検討を要するものが133事務、受入困難という回答が260の事務となっております。その後、地域主権関係の事務とかそういった変動要素がありますので、継続協議

の部分のうち、委譲する事務を鋭意検討している状況です。

また、中核市は、保健所を独立して設置する義務がありますので、保健所準備の関係では、平成24年1月に厚生労働省のヒアリングがある予定で、それに向けての那覇市との調整を今、県で行っております。今年度、中央保健所においては、那覇市から8人の保健師や薬剤師を受け入れて、引き継ぎの研修を行っており、来年度は那覇市の職員28人を受け入れて、研修を実施していく予定となっております。

今回の補正予算の内容ですが、那覇市は新規に保健所を建設するのではなく、県の中央保健所の施設を譲り受けて、市の保健所としたいという要望があり、県もこれについて了解しております。有償譲渡を基本としているので、今回、鑑定を入れて譲渡価格を決定する形をとるということで、役務費で148万3000円—これは鑑定料に係る手数料でございます。また、中央保健所が那覇市に移るものですから、那覇市以外の部分—浦添市や周辺離島の市町村などの管轄が南部福祉保健所に移る予定となっており、関係職員が23名ほど南部福祉保健所に移ることから、執務室の確保等もろもろのための改修に係る設計委託料として1984万6000円を計上しており、本格的な工事は来年度からと考えております。

**○浦崎唯昭委員** 県の中央保健所の譲渡のための予算ですけれども、行政同士の話し合いの中で、私は無償で譲渡できるのかなと思っていたものですから、この質疑をしているのですが、お互い財政は厳しい中で、那覇市も恐らく大変だと思うのですが、無償譲渡での話し合いはできないのですか。

**○城間正彦福祉保健企画課副参事** その要望もあったかと思うのですけれども、やはり県の財政等を勘案して、有償譲渡という回答をしたと聞いております。

**○浦崎唯昭委員** 有償でと言っておりますが、話し合いの中で、那覇市が業務を引き継ぐわけですから、県の財政が苦しいからすぐ有償でしかないということにはならないのではないかと思うのです。那覇市も財政が大変です。県も大変なのはわかる中でも、しかも中核市に移行するという、沖縄県が始まって以来の出来事でありましてけれども、無償譲渡でやっていただける方向の話し合いは、今までやっていたのですか。

**○兼島規総務部長** 中央保健所の譲渡につきましては、当初、共同設置でやろうということで話をもちかけたのですが、那覇市は単独で行いたいという意向

が強くて、共同設置は断念しました。もう一点は、この中央保健所はできてまだ数年でして、国庫補助でできているものですから、もし譲渡しますと国庫補助の返還が残っているのです。そういったもろもろを考えますと、那覇市へ譲渡した価格でもって返還しなければならないという県の立場もあって、有償となったといういきさつがあるわけです。

○浦崎唯昭委員 今の説明で少しは理解できましたけれども、恐らく那覇市も対応する予算をつくるということは大変だと思うのですけれども、評価額というのは、これからどのように出てくるのですか。

○兼島規総務部長 不動産評価という形で出てきますので、あくまで我々が見積もっている参考程度ですけれども、約8億円から9億円と予想しています。

○浦崎唯昭委員 約9億円ぐらいのお金が出るということで、中核市移行も大変だと思うのですが、これからの話し合いの中で、この譲渡価格について相談できる状況にはならないでしょうか。あくまで事務レベルではそういう相談はないということのようですが、知事と市長の話し合いの中で、無償ではなくても、減額できるような方向の話し合いも大事ではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○兼島規総務部長 平成23年の1月に那覇市長から県に中央保健所の譲渡に関する照会があって、県としては、有償を条件として応ずると知事名で回答しているわけです。県の考え方はそういう方向でということで、今回の予算計上もその観点からの予算計上となっていますが、那覇市からこういう話し合いがもし出てくるのであれば、話を聞くことについてはやぶさかではないと思います。

○浦崎唯昭委員 ぜひ、お互いに話し合いをしながら、スムーズな移譲になって、那覇市が立派な中核市になるように県も御協力いただければありがたいと要望しておきます。

もう一つ、交通安全施設費で緊急補修に要する経費との予算説明がありますが、関連して幅広い立場から緊急補修、交通安全施設のあり方について御答弁いただきたい。

せんだって沈埋トンネルが供用開始となりましたが、その関係で若狭公園前の通りが以前の倍近い、34メートルほどの道路になりました。この道路をつくる時の那覇市、県の都市計画を決定する中で、地域の意見も取り入れて施工

した経緯があります。沈埋トンネルが開設し、あの辺の道路ができる中で、すべてが沈埋トンネルの落成に間に合っている状況にはないと私は思っています。その中の1つに、交通安全施設が不足しているのではないかなど。沈埋トンネルは開設したものの、道路の信号機はまだ完成していない。そういう意味で、まだ落成に至っていないと地域の皆さんは思っているのです。10年以上も前に都市計画が決定された経緯はありますが、地域の交通安全上の問題とか激しく話し合われ、附帯決議も出された経緯がある中で、信号はまだ設置されていないのですよ。子供たちは学校に通い、地域の老人は近くの公園でゲートボールをするなど交流がある中で、公民館も若狭2丁目にありますし、少し遅すぎるのではないのでしょうか。信号機の設置の話は聞いておりますが、まだ着手されていないのです。これについて説明していただけますか。

○仲村智成交通規制課長 第一義的には、道路の改良と新しく道路をつくる場合については道路管理者が行う事業でございます。当然、道路改良に伴う交通安全施設の関係については、県警察と協議等を行います。県警察が行う交通安全施設の整備については当初予算で費用を確保しまして、それを充てる形をとるのですが、道路改良のほうが先に進んで、交通安全施設の補てんが後になることは若干あります。地域住民の要望にこたえていない部分はありますが、県警察としては、道路管理者と連携して当たっている状況であります。

○浦崎唯昭委員 沈埋トンネルが完成し、地域の道路が完成する中で、警察の交通安全施設も完成しておくべきではないですか。セットではないですか。

○仲村智成交通規制課長 沈埋トンネル、地域の道路関係の詳細は把握してございませんが、一部住民の方々から交通安全施設の設置の要望等はございます。第一義的は道路管理者で対応していただきまして、せんだって我々も入って、どうすべきかという協議に入っているところですので、今後進んでいくものと思われま。

○浦崎唯昭委員 今後進むのではなく、セットとして落成に至っていないのではないですか。県警察は後でよいのですか。私はそうではないと思っております。セットで完成だと思っているのですよ。

○仲村智成交通規制課長 信号機の新設については予算の制限がございまして、ことしは16基しか充てることができないと。予算の中でどこを先に充てる

かということでやっておりますので、タイムラグが生じて、後になる状況は若干あると思います。

○浦崎唯昭委員 道路をつくるときに、既にその予算は確保されておかないといけないのではないですか。同時に、先ほど申し上げたように、都市計画決定するときの経緯を経て、その議論は10年前にされているのです。お年寄りが渡りやすい道路にしましょう、学童のために安全な施設をつくりましょうということで、県、那覇市の都市計画は了解されたのです。今の課長の答弁はおかしいと思いますよ。道路管理者に任せて、後で予算をつけるとかではないと思います。予算の問題ではなくて、一体となっておかなければならないということですよ。

○仲村智成交通規制課長 その辺の経緯をしっかりと把握しまして、早目にできるかどうか、検討してまいりたいと思います。

○浦崎唯昭委員 経過と言うよりも、早目にやるのが当たり前ではないですか。もう開通して、大型トラックは走るし、危険な場面もあると聞いておりますが、すぐにでもやらないといけないのではないですか。

○仲村智成交通規制課長 どうしても道路管理者が先行して道路をつくりまして、その後に我々は交通安全施設をつける形になるものですから、一体となつてやるということは、住民のコンセンサスにこたえられない部分も若干あると思いますが、なるべくそれをなくすように努力したいと思います。

○浦崎唯昭委員 先ほどから都市計画決定の話をするのですが、県、市の都市計画審議会の委員に県警察も入っているのですよ。それを道路管理者が先になっているから云々とはならないと思いますので、ぜひそういうことも考えていただいて、早目に対処していただきますよう、よろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 資料の平成23年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)をごらんください。

2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方税法の改正に伴い、沖縄県税条例等の一部を改正するものであります。改正内容を申し上げますと、個人県民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げること。個人県民税の配当割及び株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を2年延長し、平成25年12月31日までとすること。不申告等に関する過料の額を3万円以下から10万円以下に引き上げること等を主な内容としております。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○**上里直司委員** 今回の沖縄県税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部が改正されたことに伴うことですから、恐らく機械的にといいますか、連動してという意味合いが多分強いだろうとっております。

ただ、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げというのは、ある意味、地方

税法等の一部を改正することだけではなくて、もっと国による目的があるはずですし、この条例を改正した後に、皆さんの対応もどうなるのかという話が出てくると思うのですけれども、この改正条例が出てきた背景と県の施策について、お答えいただけますか。

**○西平寛俊税務課長** 寄附金税制の引き下げの理由ですが、従来、「公共」は行政で担ってきたわけでありまして、これからは市民とか、あるいは事業者とか、行政とかが協働してやっていくべきではないかという「新しい公共」という新しい考えがありまして、これらの公益活動は地域で支えていくべきだということがあって、市民の行う公益活動を資金面から支えるという寄附金税制の仕組みであります。

従来は、ふるさと納税など市民が寄附をすることによって、より公共にかかわっていくという部分もありますけれども、今申し上げたようにさらに広げて、公共を市民などで担っていくための一つの仕組みとして、従来より拡大しているということでございます。

**○上里直司委員** これは国の方針でもあるのですが、県も同じような形で、新しい公共という考え方で事業を推進する立場なのですか。それについてお答えいただけますか。

**○兼島規総務部長** 国も新しい公共という概念を打ち出しまして、行政機関だけで行政を支えるものではなくて、やはりNPO法人であるとか、そういった民間、それからNPO法人の活力を生かした形での行政執行ということもあって、県もそれについては、しっかりと後押しする立場でございます。

**○上里直司委員** そうは言うものの、この地方税法等の一部が改正されて、寄附金税額控除の適用下限額が引き下げられると、税を担当する皆さんにしてみれば、減収という影響が出てくるわけです。しかし、その減収という影響を上回る効果—ここを改めて出さないと、この沖縄県税条例等の一部を改正する条例の効果は出ないはずなのです。それについて、総務部長が先ほどおっしゃった新しい公共を推進する上でも、この改正条例とセットにして、改めてその普及・啓発を車の両輪のように進めないといけないと思うのですけれども、その辺については、庁内でどのように推進していらっしゃいますか。

**○西平寛俊税務課長** 税務課のほうは、新しい公共を税制面から支えていくと

ということですが、具体的なNPO法人の活動支援とかに関しましては、県民生活課のほうで所管しております。具体的な普及・啓発の方法については、県民生活課のほうで行われるものと考えております。

**○中田清大県民生活課副参事** 現状を申し上げますと、特定非営利活動法人への寄附金控除の認定を受けているところが2カ所ございます。これは国税事務所から認定を受けるという仕組みでございますけれども、次年度からは県で認定を行っていくという、一つ大きな仕組みの変化が出てくることがございます。それと今、国で新たな公共に対する基金事業をつくっておられて、これも沖縄県で新たな公共ということで、県と市町村が協働——一緒に地域の活性化とか、地域の課題を解決するというのを現実に行っている。そういうことをする中で、どうしても今までのNPO法人とか、市民団体というのは、なかなか財政的な部分が課題として常に上がってきている。この部分で具体的に申し上げますと、現在、メッシュ・サポートに寄附金がかなり集まるような仕組みがございます。そのような形で、やはり地域が必要としているところに必要としているお金が行く。それで市民がきめ細かなサービスを受けられる形になっていくわけですので、そういう寄附金に対する控除制度ができてくると、寄附する側のインセンティブも大きくなっていく。効果のほうは今、数字でお示しすることはできませんけれども、そういう効果がやはり出てくると。NPO法人はどうしても透明性が求められますので、寄附金をどのように使っていくのだと。市民の方々は財務関係についてもごらんになりますので、市民は自分たちの地域が必要としているものを選択し、その結果、資金が集まってくると。税金から寄附へという流れになっていくものと考えております。

**○上里直司委員** 県税条例で個人県民税の寄附額税額控除の対象となる法人が平成21年10月現在で756件あって、これは独立行政法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、いろいろあるわけですね。そこに対して寄附をすると、今までの税額控除の下限額が下がりましたよという周知はどこが担うのか。あるいは、こういう制度ができましたということについて一普及・啓発は県民生活課だと思うのですが、どこが税に関する周知を担うのかについて、最後に確認したいです。

**○兼島規総務部長** 税は、と申しますと、総務部はそこを後押しするという一税制の優遇措置がなされるわけですから、確かにおっしゃるように、税収は減になる影響はありますけれども、一方ではそれを推進しなければならないとい

う立場で、その税が控除される、低くなるという観点からの後押しの部門です。これを受けて、例えば学校法人でありましたら、学校法人サイドがしっかりこれを受けとめて、寄附者に対してこういった税制優遇措置が、こういった改定になっているということを含めてしっかりPRしていくと。今おっしゃるような特定公益法人、認定NPO法人等々につきましては、環境生活部でしっかりとNPO法人側にアナウンスしながら、NPO法人もしっかりと寄附者に対して、そういうアナウンスをするということだと思います。

**○上里直司委員** 支援するという立場なので、表立ってという意味ではないと私はとらえたのですけれども—それはそれでよいです。ですから、そういう各学校法人とか、社会福祉法人という形になると、寄附を受ける団体がPRを担うことになってしまうわけだし、所管課が対応するという話になると、また縦割りといいますか—そういう形でPRするよりも、やはり県民生活課が新しい公共を担っているのであれば、やはりここは総括してぜひそういうPR、寄附文化を高める努力をしていただきたいと要望しますが、最後にお答えいただけますか。

**○中田清大県民生活課副参事** 委員御要望のような形で、進めていきたいと思えます。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

**○前田政明委員** 地方税法の一部改正する法律が国会を通過しているわけですから、不動産取得税の特例措置ですね。特に、特定都市再生緊急整備地域とかのものがあると思いますが、まずはその説明をお願いします。

**○西平寛俊税務課長** 今回の改正は大きく分けて、課税特例の廃止と課税免除の廃止などが特徴として挙げられますけれども、例えば市街地再開発をする場合は、1つの事業組合をつくって事業をして、再開発事業に参加された組合員に再分配していく形をとるのですけれども、今回の改正は再開発事業をするに当たって、参加する地主の土地を1カ所に集めて、一筆にして、工事が完了したときに権利返還という形で、もとの地主に戻すという流れで進むので、再開発事業があったにせよ、不動産取得税は発生しないこととなります。

それで、今回廃止になる部分については、再開発事業組合が建物を6カ月以

内に組合員に譲渡する場合は課税されませんと。この再開発組合は、組合員のために再開発事業をして、組合員に再分配するのですけれども、組合員が以前持っていたものよりも多く得たいという場合に、6カ月以内であれば不動産取得税は課さないということで、事業組合と個人が二重課税にならないようにするための税制であるということです。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から、内容についての再確認及び県内での適用事例について確認があり、執行部から説明を受けた後、再開して再度質疑することとなった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今言ったことで、県内で事例があるのですか。

○**西平寛俊税務課長** ただいま御質問の適用事例につきましては、平成15年から調べましたけれども、適用事例はございません。

○**前田政明委員** 今回のものは、先ほどのNPO法人等への寄附金について、個人住民税の控除額を下げることは私たちも評価していますけれども、ただ、いわゆる証券優遇税制による配当、株の譲渡に対する課税率軽減の適用期限が延期されていますね。これについて、もう少し説明をお願いします。

○**西平寛俊税務課長** 今回、平成23年度の税制改正で個人金融資産を有効に活用して、経済を活性化する金融税制というものがありますけれども、その金融税制については、本則が国税と県税を合わせて20%ですけれども、これが10%になっていると。そのうち、都道府県税につきましては本則5%ですけれども、税率が3%に軽減されているという税制で、それを2年延長するという事です。

○**前田政明委員** 今の優遇税制は金持ち優遇ということで、旧政権の自由民主党・公明党連立政権時代から廃止の方向で検討されていましたがけれども、皆さんにつくっていただいた資料で質問しますけれども、この間、個人県民税一ま

ず、株式などの譲渡所得の本則、特例を受けたものですね。平成15年度から平成22年度までの件数と実績についてお答え願いますか。

○西平寛俊税務課長 今回の御質疑は、株式等譲渡所得割と配当割の2種類がございます。株式等譲渡所得割につきましては、制度発足の平成16年1月から平成22年度末までの実績で一3%の軽減税率でトータルの件数が604件、金額が9億1144万円です。配当割につきましては、同じく平成16年1月から平成22年度末までの合計で、17億7415万円となっております。

○前田政明委員 平成16年1月から平成22年度末までの株式等譲渡所得割の課税実績として、本則20%が10%適用になった減税額の実績は、6億763万1000円によろしいでしょうか。それと同じように国税を推計すると、24億52万3000円の減免になるということによろしいでしょうか。

○西平寛俊税務課長 県税についてはそのとおりです。国税につきましても、県税から逆算した推計ではございますが、そのとおりでございます。

○前田政明委員 次に、配当割の課税実績の減税額ですが、個人県民税配当割は、皆さんからいただいた資料ではトータルで11億8277万1000円。そこから所得税の減税額を推計すると、47億3108万5000円によろしいですか。

○西平寛俊税務課長 そのとおりです。

○前田政明委員 そこで答えてほしいのですが、県税で、先ほどの株式等譲渡所得割の減税額と、配当割の減税額を合わせますと幾らになりますか。

○西平寛俊税務課長 今、御質疑の配当割、株式等譲渡所得割を合わせた軽減額は17億9040万円となっております。

○前田政明委員 同じく、それに基づき推計した国税の場合はどうなりますか。

○西平寛俊税務課長 国税は89億5201万円となります。

○前田政明委員 そうすると、国税と先ほど言った県民税を合わせると、トータルで幾らになりますか。

○西平寛俊税務課長 約100億円になります。

○前田政明委員 それと件数。私もこれを見ているのですがけれども、株式等譲渡所得割の件数は604件。先ほどの6億763万1000円を604件で割りますと、1件当たりの減税額が出るのですが、これについて答えられますか。

○西平寛俊税務課長 約100万円になります。

○前田政明委員 1件は1人当たりと理解してよいですか。それとも一御説明では、源泉徴収なので総合所得ではない。その場で天引きですよね、源泉徴収。そういう意味では何名かということ一要するに、件数イコール減税を受けている納税者の人数と理解してもよいのでしょうか。

○西平寛俊税務課長 御質疑のあったとおり、現在の金融税制については特別徴収制度になっていまして、会社や金融機関などが源泉徴収を行って、県に納めることになりまして、御質疑の件につきましては実際の人数なのか、延べ件数なのかについては、今のところ不明でございます。

○前田政明委員 戻りますけれども、結局は株式等譲渡一株を売ってもうける。この間一平成16年1月から平成22年度末まで、皆さんの資料によるとトータルで604件なのです。そうすると、1件当たり100万円の減税額になっているということになりますよね。

○西平寛俊税務課長 そのとおりです。

○前田政明委員 細かい数字になっているので、皆さんに出してもらった資料の結果を改めてお聞きしますけれども、株式等譲渡所得割の減税のトータルは何件で、県税の減税額は幾ら、国税も減税額が幾らということをもう一回お答えしていただけますか。

○西平寛俊税務課長 今、御質疑の株式等譲渡所得割につきましては604件、軽減額は県税、国税合わせて30億3815万3000円です。配当割につきましては3万6316件、軽減額は県税、国税合わせて59億1385万7000円になります。

○前田政明委員 結果的に私が言いたいのは、先ほどの604件、トータル約30

億円でしたか—そういう形で、金持ち減税そのものが2年も延期されるということは、これはとんでもない中身だと思います。その反面、消費税増税とかそういう方向に移ろうとしていることについても、本当に許せない中身だなと思います。

それからもう一つ。不申告に関する過料が3万円から10万円に引き上げると。徴税については全国的にもかなり中小企業者、納税者に対する厳しい税務行政が行われる中で、納税者に対する罰則強化は盛り込むべきではないとは思いますが、過料の額を3万円から10万円にした意味、仕組みについて、説明をお願いいたします。

**○西平寛俊税務課長** 今回の過料の改正は社会経済の状況変化に対応して、課税の適正化と税制の信頼を確保するというところで、国税、地方税が改正になりまして、過料についても引き上げとなりました。今回、地方税法の改正を受けまして、条例を改正するというところでございます。

**○前田政明委員** 県たばこ税に係る不申告に関する過料、それから自動車取得税に係る不申告に関する過料。これは今、自主申告納税制度でそれぞれ申告して、その申告がまずい場合に加算税とかがつきますよね。ところが、皆さんにお聞きしたら、申告期日までに申告しないことをもって、10万円を課すことができるというように変わるのですか。

**○西平寛俊税務課長** 過料につきましては、申告書の提出期限とかいろいろ定まっていますが、その期限までに出さなかったときに適用される形になるのですが、これまで過料規定については適用した事例はございませんので、先ほどありましたように、当然、私どもは自主申告納付を推進している立場上、提出がおくれたからすぐ過料ということにはならないと思っております。

**○前田政明委員** しかし、これは住民税その他も含めて、法令としては3月15日までですか—所得税で言えば。それまでの期日で申告がない場合は、10万円の過料を取ることができるという改正ですよね。

**○西平寛俊税務課長** そのとおりでございます。

**○前田政明委員** 先ほど言っていました3万円の過料に該当しそうな事例があった場合でも、その適用はしていないということですよ。

○西平寛俊税務課長 そのとおりでございます。

○前田政明委員 私は、先ほどの金持ち減税の流れから言っても、零細企業やその他の方々がパタパタして申告—1日でも間に合わなかったら、10万円を取ることができるような仕組みをつくるやり方は、やはり先ほども言いましたように、大金持ちにはあれだけ緩やかに減税をしておきながら、働いている人々にはこういう形で、罰則の強化で追い込むのはいかがかなと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 確認したいのですが、5000円が2000円にとありますよね。個人県民税の寄附金税額控除の下限額が引き下げになると。これは、先ほど言った特定のNPO法人に対するものなのですか。

○西平寛俊税務課長 今回、寄附金の税額控除の下限額引き下げをお願いしていますのは、ふるさと納税もそうですし、沖縄県では地方公共団体に対する寄附金だけではなくて、特定公益増進法人といいまして、先ほどの756件あるというメッシュ・サポートとか、私立学校法人とかそういった法人に対する寄附金も、これに該当するということでもあります。

○照屋守之委員 これは県民に知らしめるときに、勘違いしますよ。例えば、地域でも子供たちに関するいろいろなものがありますよ。このような優遇措置が、そのようなものに適用されると勘違いされるという懸念はありませんか。

○西平寛俊税務課長 どの法人が該当するかということについては、沖縄県の条例の場合は包括指定で具体的な法人名は書いていませんので、おっしゃるとおり、その辺は誤解がないようにしていきたいと思います。

○照屋守之委員 ですから逆に、例えば少年野球チームに寄附したら、こういうものが適用できますよという形で大きくやったら。沖縄県だけ。そうしたら寄附しやすいさ。

○西平寛俊税務課長 NPO法人は、今後さらに拡大していく動きがありまして、そこに該当する団体であれば、今後拡大する可能性はあると思いますが、

今のところ任意団体で一例えば、父母会とかという形で集まっている団体では、なかなか難しいのかなと思っております。

**○照屋守之委員** このNPO法人—特定非営利活動法人は、今どんどんできていますよね。できているのだけれども、特定非営利活動法人といっても、その中身がだんだんわからなくなっているわけです。非営利法人でどうやって運営しているのかという話になりますよね。ですから、このNPO法人そのものが、最近オープンといってもわかりにくい部分が結構あるのではないですか。その中身はきちんとしないとイケませんよね。どうですか。

**○中田清大県民生活課副参事** 8月31日現在で、NPO法人が486団体ございます。これは県で認証を行います。認証を行って、登記した段階で法人としての設立になりますので—企業もそうですけれども、会社等も登記簿謄本で確認ができるという仕組み、そのような公証ができるということがございます。もう一点は、インターネットの内閣府のホームページ、沖縄県のホームページでもNPO法人について検索ができる仕組みがございますし、県でも縦覧できることになっております。

**○照屋守之委員** ですから、非営利団体というもの—例えば企業だったら、営利を目的とするということですよ。非営利は、聞こえは非常によいわけです。聞こえはよいのだけれども、これが余りにも全国的にふえてきていますよね。そうすると、これは確かですかと言いたいわけです。企業は利益を通して社会に貢献していくと。非営利団体はそうではないですよ。非常に聞こえはよいのだけれども、どのように運営していますかと現実的なものをとらえていくと、営利も含めた形でやっていかないと、NPO法人自体が継続しないのではないかという思いがあって、果たしてこれが本当に—特定非営利活動法人そのものが、それだけで継続してやっていけるのかなと非常に疑問があるのですよ。中身はどうやって追っかけていくのですか。

**○中田清大県民生活課副参事** まず、特定非営利活動法人については、特定非営利活動が17種類ほど法律に列挙されております。保健・医療、社会教育の推進とか、子供の健全育成ですね—先ほどの少年野球なども該当するかと思いますけれども、そのように列挙された特定非営利活動を目的とした団体が、定款や役員名簿、設立趣意書、事業計画、収支予算といったものを知事に申請しまして、我々はその中身をしっかりとチェックして、認証しているということで

ございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 確認のために質疑します。今の寄附したときの税額控除の対象額との関係で、先ほどから話があるように特定公益増進法人一ずっと以前からそういう法人があるということで、そこに寄附すれば控除になりますよと。例えば、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団などもかなり以前からそうですよね。あるいは学校法人とか、法に定められたところに対する寄附をしたときに、これまでより少ない額でも控除の対象になりますということですよ。

○**西平寛俊税務課長** そのとおりです。

○**新里米吉委員** それから、第12条の2との関係でお聞きしますが、たしか皆さんの説明資料の中で、不動産取得税の課税標準の特例とかあるいは免税措置の廃止のことで、これまで実績のなかったものは今回特例廃止、あるいは課税標準の特例廃止、納税義務の免除廃止ということで、もうなくなるということだったと思うのですが、ここに出ている農業近代化資金融通法による農業近代化資金とか、漁業近代化資金融通法による漁業近代化資金とか、そういったものはこれまでの実績があるのか。あるいは、これは新たにできてきたものなのか。その辺の説明をしてください。

○**西平寛俊税務課長** 御質疑の資金については以前からありまして、これについては平成25年の3月末まで延長一期限を打って、現行どおり続けるということとあります。

○**新里米吉委員** ですから、これは実績があるのかと聞いているのです。説明のときに、別のものでも独立行政法人住宅金融支援機構等からの融資のものとか、こういったものは課税標準の特例措置を廃止すると。それは実績がないからという説明であったわけです。ここにあるものは実績があったのですか。

○**西平寛俊税務課長** 先ほども申し上げましたけれども、平成15年以降の実績は、本県ではございません。

○新里米吉委員 そうすると、ここにあるものは実績はないが、国でも延長措置したので、もしかしたらあり得るかもしれないから、条例としては残しておきましょうということですか。

○西平寛俊税務課長 そのとおりです。

○新里米吉委員 国に実績があるから、県では実績はないけれども、残しておきますと。ほかの全国的にも余り実績のないものは削られましたということですね。

○西平寛俊税務課長 そのとおりです。

○新里米吉委員 いろいろな立場から、例えば第117条の2などのような問題も起きてきますけれども、基本的には国が法律を改正したときに、異なる条例を都道府県でつくれますか。

○兼島規総務部長 基本的につくれないと思います。

○新里米吉委員 要するに、国が法律改正をしたら、それと同じような内容の一これに従って、自治体で条例を改正しなければならないのは、それに反する条例はつくれないからと理解してよろしいですね。

○西平寛俊税務課長 そのとおりです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外26件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

**○兼島規総務部長** ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、御手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続21件、新規6件となっております。

継続の陳情平成20年第83号から陳情第99号までの処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情の処理概要を説明いたします。

24ページをお開きください。

日美大昌氏から提出のあります陳情第114号、現業職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針の一部変更を求める陳情について御説明いたします。

県は、県民への行政サービスの水準を維持・向上させるため、行政として担うべき役割や業務執行のあり方を見直し、より一層簡素で効率的な組織体制づくりを推進する必要があります。

現業業務に関しても、現業業務の見直し方針を策定し、民間ができるものについては民間に委託するなど、現業業務に係る執行体制の効率化を図っているところです。

当該方針に基づき現業職員が退職した場合には、当該退職があった職について職員の補充を行わない措置—退職不補充措置を講じており、現業職員の採用試験は実施しておりません。

なお、退職した現業職員が処理していた業務については、委託化し又は嘱託員化する等の措置を講じるなど、業務の円滑な進捗に努めているところであります。

25ページをお開きください。

一般社団法人沖縄県腎臓病協議会会長高良幸勇氏から提出のあります陳情第123号、透析患者、移植者の自立及び安心して生活できる社会に関する陳情について御説明いたします。

自主財源の乏しい本県においては、平成23年度から自動販売機の公募制を導入しており、安定した歳入確保のためにも自動販売機の公募制は必要であると

考えております。

一般社団法人沖縄県腎臓病協議会の設置する自動販売機については、同協議会の運営にとって必要な収入源となっております。そのため県としては、障害者基本法に基づく障害者団体の支援を図る観点から、公募の対象から除外しております。

今後とも、福祉関連法令等を遵守しながら、行政財産使用許可の適正な運用に努めてまいります。

26ページをお開きください。

前泊盛康氏から提出のあります陳情第125号、公務員の在職期間に関する陳情について御説明いたします。

地方公務員は、法令等に基づき定年制が導入されており、採用から定年までの間に多様な職務を経験させるとともに、その間に適性を見出して、適所に配置するなどの人事管理を行っています。

また、各種の研修等を通して職員に幅広い知識や技能を身につけさせ、公務能率の向上を図っています。

一方、服務規律の遵守についても、周知徹底を図っているところであります。

今後とも、行政に対する県民の信頼にこたえられるよう高い倫理観と責任感を持って、県民の視点に立った効率的な職務遂行に努めてまいります。

27ページをお開きください。

沖縄県退職公務員連盟新垣淑輝氏外1名から提出のあります陳情第126号、社会保障制度改革に関する陳情について御説明いたします。

社会保障制度の柱である年金制度改革については、国において検討されているところであります。

国家公務員の定年延長については、平成23年9月に人事院から意見の申し出があったところであります。

また、年金受給者を含め個人所得課税のあり方については、現在、国においてさまざまな観点から、税制抜本改革に向けた税制全般の中で検討されているところであります。

県としましては、これらの事項につきまして国の動向を見守っていきたいと考えております。

28ページをお開きください。

上地英樹氏から提出のあります陳情第138号、公務災害認定の早期審査を求める陳情について御説明いたします。

本件陳情案件については、平成21年8月に公務災害認定請求書を地方公務員災害補償基金沖縄県支部において受理し、現在審査中であります。

県としましては、当該補償基金の審査が迅速に行えるよう、引き続き必要な資料等の提出に努めてまいります。

29ページをお開きください。

沖縄県関係職員連合労働組合執行委員長真喜志功氏から提出のあります陳情第146号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する陳情について御説明いたします。

地方財政の充実・強化については、従来より全国知事会などと連携して国に働きかけているところであり、去る7月13日に秋田県で開催された全国知事会議においても、地方税財源の確保・充実等に関する提言が取りまとめられ、東日本大震災の復興財源については別枠で確保すべきこと。毎年度増嵩する社会保障関係経費の財源を含め、必要な地方一般財源を確保すべきこと。地方が自由に使える財源を拡充するため、国と地方との税源配分のあり方を見直すべきことなどが提言されております。

県としましては、引き続き全国知事会などと連携し、地方財政の充実・強化について国に働きかけてまいります。

以上、総務部所管の陳情につきまして御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

**○金城勉委員** 陳情第123号についてお伺いいたします。この自動販売機の件については、公募制が今年度から採用されましたけれども、全体の中で公募制に移行した台数、あるいは福祉団体が管理している台数等の内訳を教えてください。

**○上原徹管財課長** 公募制の実施結果について御説明申し上げます。全台数ですが、知事部局619台、教育委員会188台、公安委員会52台の合計859台に対して、公募制を導入したのは知事部局で33台、教育委員会107台、公安委員

会50台の合計190台となっております。

今の障害者福祉団体等が設置している自動販売機は、公募制から除いていません。その台数は全部で60台。団体別に申し上げますと、沖縄県母子寡婦福祉連合会が39台、宮古地区母子寡婦福祉連合会が2台、八重山にある特定非営利活動法人むりぶしが2台、一般社団法人沖縄県腎臓病協議会が11台、沖縄県肢体不自由児者父母の会が3台、社会福祉法人宇堅福祉会が1台、那覇市身体障害者福祉協会が1台、沖縄セルフセンターという障害者団体が1台の合計60台となります。

○金城勉委員 今後の公募制に移行する方針は、どのようになりますか。

○兼島規総務部長 今回の公募制を導入した結果で申し上げますと、平成22年度までの公募制を導入していない場合には、1台当たりの収入が2352円でした。平成23年度以降、公募制を導入した場合は、1台当たり42万8252円と約180倍の伸びを示しています。自主財源の乏しい本県にとっては、公募制の導入につきましては今後とも継続し、さらに拡充していきたいと思っております。

ただし、先ほど申しあげましたように身体障害者団体を含めて、福祉団体等につきましては公募の対象にしない方針を持っていますので、それはしっかり堅持しながらやっていきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情114号について、農業技術補佐員が72名ということですが、この方々の仕事の内容について教えていただけますか。

○兼島規総務部長 農業技術補佐員72名は、県の試験研究機関等に所属していることが一番多いのですけれども、研究者の補助的な業務を担っております。従来は、例えば研究者が研究する対象の作物を農地に植えたり、耕作したりということが主な業務ですけれども、最近は少し変わってきていまして、研究者の補助的な業務といいますか一試験の研究を補助します。例えば畜産でしたら、牛や馬の体調管理をしたり、測定をしたりです。主にそのような一少し広がっていますけれども、主にそういった研究センターでの研究員の補助業務ということです。

○新垣清涼委員 これだけ72名の方が本職からやめられると、補充といいますか一皆さんが担っていた仕事は、今後どのようにになりますか。

○兼島規総務部長 ここは嘱託員、非常勤職員等を含めて対応する形になります。

○新垣清涼委員 農業は第一次産業として、県内でこれから大変重要になってくるのではないかなと思っております。今、食糧自給率についてはかなり低いわけですから、そういう意味で研究機関にいらっしゃって、研究者の補助という役割ですから、研究者と近い意思の疎通もあって、そのように仕事をされていたと思うのです。この方々がやめられても、継続して嘱託員等として雇用するのであれば、まだ仕事の内容にそごは起こらないと思うのですけれども、新たに若い人たちを採用するとなると、かなり研究の進行度合いはおくれてくるのではないかと危惧するのですが、その辺はどのように考えておりますか。

○兼島規総務部長 確かに部署によっては、あるいは研究テーマによっては、そのようなところが出てくる可能性もあります。否定はしません。ただ、そういった部署につきましては、退職後、基礎年金を受給するまでの間、再任用制度というものがあります。これは県だけではなく、各民間企業等でも実施しているわけですが、そういった再任用制度を活用して、退職した方を再雇用という形で一向こう5年間ぐらいですけれども、そういった方法でもって何とかやっていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 この陳情によると、この農業技術補佐員は72名となっていますが、全体で72名いらっしゃって、その全員が退職されるのか。それとも全体で100名近くいらっしゃって、そのうちの72名が定年等で退職するけれども、補充しないという意味なのですか。

○兼島規総務部長 これは、現在在職しているのが72名でございますので、県全体で農業技術補佐員が72名いるということでございます。一訂正いたします。陳情者の積算では72名でございますけれども、私どもが積算したものでは、平成23年末で62名となっております。

○新垣清涼委員 そうしますと、今年度で62名がやめられるということではないですね。確認ですが、その方々がやめられるときには補充はしませんとい

うことになるわけですね。

ぜひお願いしたいのは、若い方々も採用していただいて、そういった技術が継続していけるような取り組みをお願いしたいと思います。

○兼島規総務部長 そういった技術の継続は大事な視点でございますので、そこに支障がないような形での形態をとっていきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
親里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情第126号の処理方針で、国家公務員の定年延長について人事院から意見の申し出があったということですが、内容はどのようなことですか。

○兼島規総務部長 基本的には一人事院からの意見の申し出の段階ですがけれども、平成25年度から定年を1歳ずつ、3年に1回という割合で65歳まで引き上げる内容になっています。そうしますと、平成37年度で完了という形になります。もう一つは定年延長者の給与ですが、現役でもらっていた給与の約7割が支給されるというものを柱とする内容になっています。

○親里米吉委員 陳情第138号ですが、この提出者の不満は、担当者から近々地方公務員災害補償基金本部に提出予定との回答があったものの、まだ書類が滞っていることがかなり不満なようですが、処理概要とは必ずしもうまくかみ合っていない感じがするのだけれども、処理概要の内容で御本人に説明ができるものなのか、どうですか。

○金良多恵子職員厚生課長 沖縄県知事から出た請求を地方公務員災害補償基金沖縄県支部において受理して、現在審査中という説明になっております。公務災害補償基金沖縄県支部と沖縄県は、組織として別になっておりますので、沖縄県から受理したものを同支部で現在審査しておりますが、資料がすべて整っていない状況でありまして、追加資料等の提出を求めながら審査している状況であります。

○親里米吉委員 ということは、資料が完全に整っていませんよ、追加資料が必要ですよと、皆さんは本人に申し上げているということですね。

○金良多恵子職員厚生課長 本人からは何度か電話がございましたので、そういう状況を説明しております。

○親里米吉委員 陳情第146号について、処理概要を読んでもみると、陳情者の要旨の部分と処理概要の全国知事会における提言が、基本的には大体一致しているのかなと感じているのですが、どうですか。

○兼島規総務部長 陳情者の趣旨と処理概要の全国知事会議での提言は、ほぼ同じような考え方だと思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情第125号について、びっくりしておりますけれども、こういう陳情があるのですね。公務員の在職期間（任期）は、県知事や市町村長の任期を超えないように法制化するとともに、連続在職は2期とし、その後は1任期を待って再就職試験の資格がある者を在職させるよう配慮してもらいたい。検討されましたか。

○兼島規総務部長 地方公務員法にのっとると、そういった検討をすることもなかなか厳しいかなと思っていますので、検討しておりません。

○照屋守之委員 この背景は何ですかね。こういう陳情が出るということは、やはり公務員に対して相当不満がありますね。我々と一緒に選挙する仕組みをつくりませんか。

○兼島規総務部長 確かに県民の公務員を見る目というのは、なかなか厳しいものがあるかと思います。私どものほうも、民間のノウハウや活力といったものをぜひ取り入れたいということで、これまでも一例えば民間経験者の方々を採用するとか、それから任期付採用といたしまして、例えば研究分野でこういった研究に秀でていらっしゃる方がいますと、5年間などと期限を切って採用するとか、そういった形でのやりとりは今までもやってきてはいますが、やはり公務員制度の中でしかできませんので、公務員を4年ごとに入れかえるということは、なかなか難しいものがあるかと思います。

○照屋守之委員 次に、陳情第138号について。県議会にこういう陳情が出るということは、やはり少し異常だと思うのです。この実態というか、背景にはどのようなことがあるのですか。この陳情者の思いも含めて。

○兼島規総務部長 確かに公務災害は、認定するに当たっていろいろと検討しなければならないことがありまして、こういった事案ですと本部まで行くこともあるものですから、なかなか時間がかかるということは事実でございます。もう一点は、公務災害を認定するに当たって、いろいろな書類が必要になってきます。本当に公務中の災害なのかどうか等々を含めて検討することがあるものから、厳しいものがあります。ただ、さりとて陳情書に書いてあるとおり、厚生労働省からも迅速化の提言—これは労災認定という形で、公務災害だけではないのですけれども、そういった意味で迅速化等の提言もありますので、しっかりとやらなくてはいけません、やはり公務災害の認定は、通常の労災認定も厳しいのですけれども、公務災害の認定は難しいところがございます。この方は退職した方ではあるのですけれども—メンタルといいますか、そういったもので公務災害の認定を申請しているものから、周りの方からの資料等も出されないとなかなか難しい点があって、時間がかかっているということは事実でございます。

○照屋守之委員 次に、陳情第146号ですね。処理概要で7月に全国知事会が取りまとめた3項目を提言したということがあって、我々も陳情者はよく見ているなという思いはしていますけれども、政府は当然このようなことは念頭にありますよね。念頭にあって、何とか地方の財政なども考えてやらないといけないということは、今の政権で思っているとは思いますが、我々が非常に気にしているのは、3000億円の一括交付金ですね。我々沖縄は、それを主にしたいという思いもあって、そういうところでなおかつこういうものを出すと、3000億円に一支障はないかもしれないけれども、直感的にどうかなという思いもあって。執行する側はどうですか。

○兼島規総務部長 陳情を受けた後の国の動きでございますけれども、中期財政フレームというものが今般発表されました。中期財政フレームとは、平成24年度から平成26年度までの3年間を対象とするものでありますけれども、この中では交付税措置であるとか、地方財政については平成23年度の水準を維持するということがうたわれていますので、ある程度オールジャパンで言いますと、それなりに国も地方に配慮するような形で措置されているのかなと。今回の概

算要求組みかえ基準の中にもそういった点が触れられておりまして、東日本大震災につきましては御存じのように、財源については別枠扱いにするということも出ていますので、そういう意味で言うと、この陳情者の趣旨に沿った形で国の動きになっていることは事実でございます。

ただ一方、沖縄県は3000億円の一括交付金を求めておりますけれども、これは知事も申し上げていますように、国を挙げて、地方を挙げての東日本大震災の対応はあるのでしょうかけれども、これも沖縄振興のためにもぜひ必要な財源ということでの求めですので、それとは少し趣を異にしているかと思っております。

**○照屋守之委員** そういうことも含めて、自由に使える財源を拡充しなさいということで、全国知事会も含めてやっていますよね。ですから我々も県議会で、この前3000億円ということをしっかり明記して、それを何とか平成24年度の予算につくってもらいたいという強い要求をして、後押しをしているので、陳情者と今やっている部分と含めて、少し考えてみましょうね。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

**○糸洲朝則委員** 継続の陳情平成22年第71号について、確認だけさせていただきます。若夏荘の陳情ですが、処理概要で東京事務所の職員等の住宅を借り受けしている状況を勘案し検討した結果、1階を会議室に、2階、3階を職員住宅に改修することとありまして、これで間違いないと思いますが、どういう状況で進めていくのか。改修するわけですから、当然そこに予算の問題もあるでしょうし、工程的な問題もあるでしょう。そのあたりについて具体的に説明をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

**○金良多恵子職員厚生課長** 今、実施設計をしておりまして、1階が会議室、2階、3階を職員宿舎にするということで進めております。その中で、こういった形で設計するかということを経営から聞き取りをしながら、業者と進めていくところです。

**○糸洲朝則委員** 実施設計があれば当然、具体的に改修していく費用が要るわけで、これは来年度で改修ができると。つまり、今年度で実施設計をして、次年度で工事に入るということでしょうか。

○金良多恵子職員厚生課長 そのとおりです。次年度に工事に入りたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 最初に、陳情平成22年第141号の私学助成の件ですけれども、毎回聞いておりますが、沖縄振興計画を見ても大変大事な状況になっていると思いますけれども、私ども委員会でも視察をしましたけれども、沖縄科学技術大学院大学に関連する私学の状況と比べると、本当に不平等だなと私は痛感していきまして、この間の流れ—新しい状況、耐震化の問題も含めて、老朽化した私立学校の校舎に対する新たな沖縄振興の中での方向を目指したいということについて、現在の状況はどのようになっていますか。

○兼島規総務部長 まず、今回の制度要求といいますか一国に対して新しい振興計画、県の計画をつくるわけですけれども、これを実施するに当たって、私立学校の老朽校舎等々の改築についても、それについて措置していただきたいと国に対して制度要求を行っているところです。それが1点です。もう一点は、前回も申しあげましたけれども、それが仮にできない場合についても、老朽校舎ということで私立学校の方々は困っていますので、国の補助事業のメニューにはないのですけれども、それについては県単独でもいろいろな措置を考えたいという回答でございます。

○前田政明委員 これは、私たち総務企画委員会でも視察をして、本当にこのままでは大変だなと。子供たちの安全ですよ。耐震化の問題を含めて、また避難場所にもなるだろうし、そういう面ではいろいろな事情があっても、何とかしないといけないなと痛感したところですから、沖縄県独自の施策も含めてというところは非常に大事なことだと思いますし、私たち全員の意向だと思いますから、そこはぜひ踏まえて頑張っていただきたいと思います。

あと、陳情平成20年第83号、同86号、同87号の消費税の陳情に関して質疑をいたします。今、震災復興の問題を含めて消費税の問題が大きくなり、野田新政権は消費税は増税、法人税は減税すると。先ほども言いましたように、金持ち減税もするという流れの中で、私たちの庶民生活というものは一若い人たちでは年収200万円以下の方々が大変多い状況の中で消費税が上げられますと、震災復興の地域も含めて多大な影響が出ると思います。

そういう意味で、私どもは消費税を増税すべきでないという立場ですけれども、質疑をしたいのは、これまでも新聞報道も含めていろいろな形で、消費税をこの間やって、もう23年余りですか—1989年から2011年までの消費税額は、大体238兆円だと言われているのです。そのかわりに、法人三税の減税額が223兆円と言われています。ですから実質的には、社会保障のために使われていないと。法人三税の一私たち流に言うと、大企業の減税のために充てられてきたという資料がいろいろ出ていますけれども、そこについて、まず部長の感想なりを伺いたいと思います。

○兼島規総務部長 数字的には、そういう数字になっているかと思います。

○前田政明委員 先ほどもありましたけれども、生活非課税と勤労所得は軽く、不労所得は重くということが原則ですよね。その中で法人税は1984年で43.3%、今は25.5%と。それから、個人所得税は1984年で8000万円を超える場合に70%、住民税が18%、そうすると実に88%が税金であったと。これがどんどん下がってきて、2007年では1800万円以上に下がっておりますけれども、いわゆる大金持ち減税といわれる税率が40%。10%の住民税を合わせて50%。時系列的に見ても、累進課税の流れが崩れてきている実態になっています。それともう一つは、輸出戻し税制度というものがありますけれども、自動車とか家電の大企業ですね。外国に輸出するのだが、外国の人たちは課税対象ではないということで、ずっと払ってきた消費税が戻し税として企業に戻ってしまう。そういう意味で2009年分の消費税還付金上位10社という—ある税理士が作成した資料では、トヨタ自動車株式会社が2106億円、ソニー株式会社が1060億円、日産自動車株式会社が758億円、キャノン株式会社が772億円、株式会社東芝が721億円、本田技研工業株式会社—ホンダが656億円、パナソニック株式会社が648億円、マツダ株式会社が592億円、三菱自動車工業株式会社が412億円、新日本製鐵株式会社が339億円。この10社を合わせて8014億円も輸出戻し税として—1円もお金を払わないで、輸出企業に税金が還付されているのです。そういうことに対して、私は本当にひどいなと思ったのですけれども、総務部長はどうですか。

○兼島規総務部長 国の制度のことですので、私はコメントできませんけれども、経済活性化等を含めて、いろいろな手法があろうかと思います。例えば法人税を減税して、企業が海外に移転するのを食いとめるとか、輸出産業が我が国にとっての中心産業でございますので、その輸出産業を伸ばすとか。逆に言いますと、消費税を抑えて、消費を喚起して経済を活性化するとかいろいろな

方法があろうかと思います。これは国会も含めて国で議論をして、施策が展開されるものだと理解しています。

○前田政明委員 それでは、大企業の実質的な負担税率も新聞報道などでされていますけれども、ソニー株式会社は12.9%、住友化学株式会社は16.6%、パナソニック株式会社は17.6%、三井不動産株式会社は18.8%、京セラ株式会社は18.9%と大企業の100社平均で33.7%という形で、現行は実効税率の40%からずっと下がって一中小企業は丸々かかるけれども、そういう面では税制のあり方が非常に不公平になっていると。そういうことをしながら、新たな財源として震災復興などありますけれども、私はやはり消費税増税ではなくて一外国の億万長者が、私に税金をかけてくれ、庶民増税をやめるべきだという報道もずっとされていますけれども、そういう面では、4人家族で消費税5%で17万円。これが10%になると34万円という形で大きくなるし、そういう意味では県民生活に与える影響も大変だなと思います。最後ですけれども、消費税が10%に上がった場合の県経済に対する影響は、どのように見えていますでしょうか。

○西平寛俊税務課長 10%に上がったときにどの程度の影響があるかということに関しては、10%に上がったから今の5%が10%に上がるわけではなくて、若干消費が抑えられるということはありませんけれども、例えば10%に上がった場合、1人当たりの県内の消費税額は14万7000円程度の負担になるのかなと考えております。

○前田政明委員 これは総務省の家計調査—2005年の資料ですけれども、消費税は所得が低い世帯ほど重いということで、サラリーマンの父親だけ働いている世帯の年収別消費税で見た場合に、年収300万円以下は実質4.2%、1500万円以上の方は1.4%という形で、消費税が逆進性で生活の苦しいところに重い。ヨーロッパなどでは食料品等の生活用品には非課税ということで、生活費非課税の原則もやられていますし、私たちもこの前デンマークに行かせてもらいましたけれども、聞いたら医療もただで、年金もしっかりしていると。スウェーデンのガイドに聞いたら、基礎年金が約10万円ぐらいで、あとは上乗せで働いていると。医療費は年間1万円払ったら、あとはみんな無料だと。そのような状況も見てまいりましたけれども、そういう意味では、今の増税というやり方ではなくて、配当所得の金持ち減税その他の実態も見ましたし、日本の税制度の中でこれ以上消費税を増税することは、国民経済の破綻につながるなと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 1点だけお願いします。陳情第146号について、これまでの質疑・答弁の中で陳情者、また、沖縄県としても全国知事会と一緒に国に同じようなことを求めているのだという説明がありましたけれども、財政の確保については、もちろん一緒だということを確認いたしました。今後、陳情者が陳情しているような国の流れになっていくのだと。そうなりますと、沖縄県の責任が大変大きくなるという見通しがあるわけですね。そういう中で、沖縄県の体制づくりをもっと早く、しっかりつくっていかねばならないのではないかなということを考えております。それに関連して、一般質問に対する総務部長の答弁の中で、今の県庁職員の欠員が98名いるかと思えますけれども、そういう欠員の解消策についてのスケジュール等について、少し説明をお願いいたします。

○兼島規総務部長 まず、欠員が生ずる理由でございますけれども、我々も分析しなければならないのですが、昨今、県職員の試験を受けて、辞退する者が多くなってきているのです。2次試験まで受けて、受かった方々が県職員にならないのです。今年度でも23名の辞退者がありました。これは我々が予測しなかった現象です。今までですと一こう言うと口幅ったいのですが、国家公務員のⅡ種を受けて、それから県職員が受かると、ほとんどが県職員を希望してきた経緯があったのですけれども、これが少し辞退者が出てきているということが、一つ懸念される材料であります。もう一点は、欠員を生じさせないように努力するわけですが、やはり不測の事態が出てくる場合がございます。とりわけ職員の病気休職であったり、メンタルになる方々が出てくる場合については、どうしてもサポートするためにそこに職員を1人配置するとか、いろいろな工夫をしなければならない点がございます。もう一点は、大型公共工事の終了でございます。ここが我々の懸念しなければならない事項でして、とりわけ新石垣空港が平成25年度の開港になりますと、平成25年になると業務がある程度終わってきます。それから、伊良部架橋もそうです。このあたりはトータルすると、約40名ぐらいの職員が一気に減らされる状況になってくると思います。やはりそのままやっていると継続する事業がないので、職員が余る事態が出てくるものですから、そのあたりも考慮しながら、定員管理をやらなくてはならないこともありまして—もちろん、欠員を生じさせることはあってはならない話でございます。配置定数した以上、そこに正規職員をはめるという原

則がございますので、そこにしっかりと砕きながら、先ほど言った辞退者の分析も含めて、配置定数についても、仕事があるところについては職員をはめるということをもう一度見直しながらやっていきたいと思っております。

**○山内末子委員** 今見ていますと、1人の人が国、県、市町村を併願して受けますよね。受かる人は3つとも受かるのです。沖縄県内でも公務員試験予備校が充実してきていますし、受かる人はすべて受かる。その中で県庁を選んでくれるような、そういう魅力ある県庁づくりということも少し欠けているのではないかと含めて一余剰定員が目の前に来ていることもあるのでしょうか。そうけれども、沖縄県にとってここ数年はとても重大な時期ですし、そういう中でしたら、毎年ではなくても中途採用試験等を実施するとか、そういう問題について、今後検討する余地はないのでしょうか。

**○兼島規総務部長** 先ほど申しあげましたように、欠員は生じさせてはいけないということと言えますと、まずは定員管理をしっかりやるということが1つでございます。もう一点は、沖縄県が大事な時期を迎えていることは確かでございます。とりわけ沖縄21世紀ビジョンを作成し、なおかつその実施計画等を作成しているところです。次年度以降は、この実施計画を実行するための組織が一定員を含めて求められてくるのかなど。もう一つ、まだ確定していませんけれども、一括交付金ということになりますと、かなりフレキシブルに組織を動かさなければならない事態が出てこようかと思えます。自由度が高まるとなると、この年度はこの事業、次年度は別の事業に特化するとか、いろいろな動きが出てくるかと思えます。その辺も含めて組織体制をしっかりやりながら、人が足りないというのであれば一内閣府沖縄総合事務局との関係がまだ不明ですけれども、そのあたりも加味しながら、こういった形の採用ができるのか検討していきたいと思っております。

**○山内末子委員** 一人一人の職員のスキルアップもとても重要ですが、正規職員が少なくなりますと、1人に対する重圧が大変大きくなって、それが逆に病気休職等にもつながっていきますし、悪循環になるのですよね。そういうところを総合的に勘案していただいて、一人一人の職員が120%仕事のできる体制をつくっていく。それには適正な定員の運営方法も含めて、この処理概要を実行していくためには、やはり職員だと思いますので、そういった意味でよろしくお願いしたいと要望して、終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○**上里直司委員** 継続の陳情第99号についてお尋ねいたします。処理概要でいろいろ書いてありますけれども、指定管理者の指定期間を5年以内としておりますと書いてありますが、陳情者は5年以上にしてほしいと要望していますが、現状で5年で指定管理をしているところがありますか。

○**池田克紀行政改革推進課長** 現在、指定期間が5年となっている施設が、石嶺児童園と県立博物館・美術館の2施設でございます。

○**上里直司委員** 県立博物館・美術館は何年から何年までですか。私が見ているのは、平成19年から平成23年3月となっておりますけれども、今は変わったのですか。

○**池田克紀行政改革推進課長** 県立博物館・美術館は1期目、一番最初の段階で3年5カ月でしたけれども、2期目の平成23年度からは5カ年となっております。

○**上里直司委員** 恐らく、そういう形で指定管理者制度を推進していくものと私は見ているのですよ。しかしながらその他の施設一何施設あるのか数えていませんが、ほとんど3年ですよ。初期の段階で3年の指定期間だということはわかりました。初めての制度の実施状況を見るという点では理解するのですけれども、なぜ指定管理者制度を導入して以降も、これほど5年の指定管理者がふえない理由とは何なのですか。

○**兼島規総務部長** 指定管理の1つの効果といいますか、ある面では民間が創意工夫をする中で、競争の原理が働くかと思えます。そういった中での指定管理者制度ですので、短期間でもう一度公募することを繰り返しながら、もっと充実させていくという視点から、3年という期間を打っているところです。

○**上里直司委員** そこは理解しますが、そうすると、皆さんは指定期間の原則を3年と定めているわけですか。

○**池田克紀行政改革推進課長** 県の運用方針におきましては、指定期間は原則

5年以内と定めております。

**○上里直司委員** 今、総務部長が答弁したのは、それはそれなりの理由はわかるのですよ。しかし、その原則があるのかないのかによって、その運用方針は変わるわけですよ。ですから、5年以内という話になると、3年ということも皆さんは考えているのか。あるいはこういう陳情が出るように、5年という形で安定した雇用—継続も含めて検討することを考えれば、5年を原則とするのか。個々の考え方はあるのですか。

**○兼島規総務部長** 要領の段階では5年以内とうたっていますけれども、県としては3年が基本的な考え方です。

**○上里直司委員** それでも5年以内を原則としてやっていて、皆さんの運用方針には業務に高い専門性があり、人材の育成・確保、事業の企画等に期間を要する施設は5年以内と付しているのです。それがあから県立博物館・美術館は5年になっているはずなのです。ところが今回、私も一般質問で質問しました7つの都市公園の指定管理者制度は、今回の公募の条件で管理の実績がある方を—2年の経験を有する者を配置するというのを、改めて付しているわけですよ。そういう皆さんの指針でいうと、業務に専門性があり、人材の育成・確保等、事業の企画等に期間を要する施設は5年と付しているにもかかわらず、7つの都市公園の指定管理者の業務は、改めて高い専門性を付しているわけです。しかし、3年なのです。その辺の皆さんの運用方針と各担当課が実施するやり方について、そこがあるのではないですか。

**○兼島規総務部長** 土木建築部の指定管理者の話なので、その理由については定かではないのですけれども、私どもが5年以内とうたっているのは、1つには先ほど申し上げました石嶺児童園。これは子供の養育の問題等々もあって、3年では短すぎるのではないかとということがあって、ある面で専門性を強調しながら5年にしたと。もう一点は県立博物館・美術館。この2件だけは我々としては、基本的には5年とっておりますけれども、それ以外については原則として、できれば3年とっております。ただ、あくまでここについては、私どもは要領の中で5年以内とうたっていますので、それぞれの部署がそれをとらまえて、専門性があるとかという判断をするのであれば、それは要領に基づかなければいけませんけれども、私どもが把握している範囲内では、専門性があるものはこの2施設だと理解しております。

○上里直司委員 私が今、もう一つ踏み込みたいのは、皆さんのほうで運用方針を掲げ、それに基づいて指定管理者制度が実施されているわけですよ。そういう疑義がある、あるいは私のもう一つの疑義は、民間を参入させるとか、いろいろな方に入ってもらうという原則があるわけなのです。しかし、今回私が7つの都市公園の指定管理者制度を問題だと思っているのは、総括責任者としてマネジメント業務を2年以上有する者につけているところが、疎外する要因になっているのではないかという話を一なっていないという話でしたけれども、私が問いたいのは、運用方針を掲げている以上、そういうものがあれば皆さんのほうで調整しないといけないのではないですか。そうすることによって、皆さんの掲げる運用方針どおりになるでしょうし、あるいはこうした陳情が出てきたときに、どうするのかを考えられるのではないですか。個別の対応にしているから問題だろうと私は思っているのですけれども、どうですか。

○兼島規総務部長 その点につきましては、我々はそういった基準を設けて、各部局を指導しているわけですから、そのあたりの調整については、しっかりやっていきたいと思っております。

○上里直司委員 あと1点、新規の陳情第123号について。この件で、福祉障害者団体の支援を図る観点から公募の対象から除外していると。これは理解しますけれども、例えば、皆さんがやられている歳入確保は非常に重要なテーマでありますけれども、この公募の条件には県内業者優先といった基準は設けていらっしゃいますか。

○上原徹管財課長 公募の条件なのですが、A地域とB地域という分け方をしています。Aの場合は過去5年間で自動販売機設置の経験がある者、Bの場合は県内企業に限定して、県内で5年間の設置の経験があつて、なおかつ県や市町村に自動販売機を設置した実績がある者という条件にしております。

○上里直司委員 3年については県内優先発注という条件を付してあるけれども、5年の部分にはつけていないということですか。

○上原徹管財課長 そういうことではなくて、地域というよりはA区分とB区分という具合に考えていただいて、Aは県内に限定しないで、過去5年間で自動販売機の設置の経験があつたら、それを採用する。Bは県内で5年間の実績がないといけないということです。ですから、全国レベルで応募できるものと

沖縄に限定するものに分かれます。それは、各自動販売機の設置許可を与える機関の長が判断して、決めることになっています。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上里委員から、A地域においては県内業者優先発注の基準がないということかとの確認があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 私どもとしては、過去5年以内に自動販売機の実績があることが1つの条件なのですけれども、これでやってしまうと県内だけではなく、いろいろな企業が出てくる可能性があることと、もう一つは県内企業をどうしても選ばなくてはいけないということもあって、A地域は過去5年以内に実績があることのみですけれども、B地域にはそれに加えて、5年以内に県または当該市町村で自動販売機の実績があり、なおかつ市町村に住所があるとか、沖縄県に法人の本店があることという形での要件をつけたわけです。ちなみにA地域に該当するのが、知事部局ほか全部で21台。B地域に該当するのが118台という形で、この部分で県内企業を救っているということでございます。

○**上里直司委員** 実際には、ほとんどA地域についても県内企業が受けているのですか。

○**兼島規総務部長** 今回の実績で申しますと、A、B地域含めてすべて県内業者ということでございます。

○**上里直司委員** 皆さんの部分ではないのですけれども、自動販売機からの歳入確保のためにそのように指定して、結局、県内業者が入れなかったと。自動販売機の中身は他府県から持ってきて、随分安い原価で一外国でつくった缶ジュースなどを置いて。でも原価が安いから、公募するときにはほかの県内業者よりも高い形で参入するわけだから、受注しやすいわけです。そういうことで県内業者がはじかれて、そういう機会を得られなかったという話を聞いているのです。そういう意味ではもう少し—5年ということもありますけれども、県内業者はそこで製造して、そこに従業員もいますし、確かに歳入の確保とい

う1点だけ見れば、皆さんの効果を図る意味はわかるけれども、全体的な面を見て、こういう歳入確保にも検討していただきたいと要望しておきます。

○兼島規総務部長 公募条件等の中で、そういったことも含めて考慮しながら、検討していきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 同じ陳情第123号です。この陳情者の意向は、自動販売機の目的外使用については、民間業者参入の一般競争入札制度を導入し、設置者を選定しており、これは事実上の障害者団体を排除する取り扱いとなっているもので、障害者基本法第21条及び第22条の精神に反するというものですよね。それに対して、処理概要はそうではありませんということで認識すればよろしいのでしょうか。そうではないから、陳情しているのではないのかなと私は思っているのですけれども、そういうことではないということでの総務部の御判断なのかどうかだけ知りたいです。

○兼島規総務部長 陳情者に直接お伺いしたわけではないのですが、1点は、障害者団体については除外していますよというものが、我々の回答です。もう一点は、一般社団法人沖縄県腎臓病協議会の皆さんの規模と言いますか一推測ですが、これだけ全部公募してしまいますと、今は沖縄県母子寡婦連合会等も含めて60台程度確保しておりますけれども、これを拡充するに当たって難しくなるのではないかという点があろうかと思っております。もし、そういうことであれば、もう少し我々が公募を縮小することについてやぶさかではありません。例えば新規の施設ができて、そこに自動販売機が設置されるのであれば、その団体等に優先的にやることについても、やぶさかではないと思っております。

ただ、そこについては少し福祉団体でまとめていただかないと、なかなか難しい点があると思っております。沖縄県腎臓病協議会からこういう形で要請が出てきていますけれども、それを拡大するのであれば、福祉団体を取りまとめているところでまとめていただかないと、陳情した側に優先的にやるというわけにもいかないものですから、そこはもう一工夫も、二工夫も必要なのかなと思っております。

○浦崎唯昭委員 県の組織、関係団体は、すべてそういう仕組みになっていると理解してよいのですか。

○兼島規総務部長 自動販売機があるところは、県の組織の中でも一例えば、病院事業局や企業局も含めて公営企業関係もあるので、そこを除外しているところもあります。我々がやっているのは知事部局、県警察、教育委員会—これが一番大きいのですけれども、各学校、とりわけ高等学校ですね。高等学校の自動販売機が、今回公募した限りで言いますと、かなり高額の落札となっておりますので、そのあたりのものであります。

○浦崎唯昭委員 基本的には文教厚生委員会の所管事項だと思うのですけれども、この陳情者と処理概要とは変わっていないということの確認でしたので、ありがとうございました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等のいれかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

磯丈男警務部長。

○磯丈男警務部長 乙第4号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

警察署の管轄区域については、警察法第53条第4項の規定により政令で定め

る基準に従い、条例で定めることとされておりますが、那覇市宇宇栄原地区の一部について住居表示が実施されたことに伴い、同地区を管轄する豊見城警察署の管轄区域を定めた本条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は、公布の日を予定しております。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○**島袋大委員** 今回の条例改正は、豊見城警察署の管轄区域、業務が拡大するという事ではないですね。

○**磯丈男警務部長** 全く変わりません。住居表示、地番が変わるだけです。

○**島袋大委員** 豊見城警察署管轄については、豊見城市東部地域への交番設置を20年間も要請しているものですから、交番も設置しないで業務を拡大するのですかと質疑する予定だったのですが、資料の図面を見て理解しました。以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案車両損傷事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

磯丈男警務部長。

○**磯丈男警務部長** 乙第13号議案車両損傷事故に関する和解等について、御説

明申し上げます。

議案の概要ですが、平成23年5月28日午後9時ごろ、那覇市西3丁目7番1号一旧運転免許課庁舎先路上におきまして、沖縄本島に襲来した台風第2号の突風により、旧運転免許課庁舎の技能試験場コース出入口の門扉が開き、通行中の車両の右側後部を損傷させる被害を与えたものです。

よって、本件事故については、車両の運転手に過失はなく、突風により開いた門扉に係る県の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、車両の所有者に10万円を支払うことを内容とする和解であります。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

**○上里直司委員** この議案の車両損傷事故という点ではわかるのですけれども、この事故発生日には、すでに運転免許センターは豊見城市豊崎に移転していますよね。そのときの管理はどういう状況だったのですか。また、現状においても、この旧運転免許課庁舎についてはどういう管理をされていますか。

**○瀬戸口浩一会計課長** 本年の1月4日に新しい運転免許センターに移転しまして、その後、旧運転免許課庁舎の財産管理が運転免許課から会計課に引き継がれております。旧庁舎内には一部備品等も残っておりまして、それらの管理、また、施設自体の保守・保安管理のため、会計課職員がある程度旧庁舎に出入りしていた状況でした。

本件事故の発生後におきましては、再発防止、保安管理の徹底ということで、既存のかぎに加えて門扉に鎖を巻きつけるという形で、再発防止に努めているところがございます。

**○上里直司委員** 1月に移転をして、まだ建物は残っていて、その施設内にも機材等が入っていると。これはその後の開発もあるし、早目に一不要資産と言

っては失礼かもしれませんが、早く整理をしないと。皆さんも保安・保守管理にお金をかける立場ですよ。これはいつごろそういう事業というか、次の事業に移ることになるのですか。

○瀬戸口浩一会計課長 旧庁舎につきましては、取り壊しの事業に係る事務を鋭意進めておりまして、9月に入札公告を行いまして、あす—10月6日に入札を行い、業者を決定いたします。今年度中に庁舎の取り壊しを完了いたしまして、その後、年度内に知事部局管財課に引き継ぐ予定になっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この議案は、議会の決まりに従って議案として提出されていますよね。これは専決処分とか、そういう手法ではできないの。

○磯丈男警務部長 今までの関係で言いますと、交通事故で保険に加入している事案については、専決処分もあり得る話でお願いしておりましたけれども、この事案は交通事故ではないものですから、損害額10万円のすべて支払いが発生するものでありますので、今回の事案は、これまでの専決処分とは異なるものになるのかと思います。

○照屋守之委員 だからといって、これは100%管理する側の責任で、相手には落ち度はなくて、10万円できちんと和解するわけでしょう。県民に迷惑をかけているわけだから、県議会がどうのこうのと反対するわけないでしょう。専決処分などの方法についても考えてみては。知事部局総務部とも相談してみたらどうですか。

○磯丈男警務部長 損害金額も比較的少額でありますし、交通事故と違って保険に加入していない事案ではありますが、事務の合理化の観点からも、そういった手法についても検討していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成22年第168号外2件について、審査を行います。

まず初めに、陳情平成22年第168号及び陳情第53号について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前泊良昌生活安全部長。

○前泊良昌生活安全部長 陳情平成22年第168号、八重山観光振興に関する陳情におけるマリンレジャーの安全確保と質の保持のため、県条例で営業を許可制にすること、及び陳情第53号、那覇市松山での時間外営業から生じる嫌がらせを取り締まり、平穏な日常生活など生活環境整備につながる条例づくりを求める陳情につきましては、継続案件であり、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

次に、陳情第98号について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 陳情第98号、名護警察署の捜査のあり方に関する陳情につきましては、継続案件であります。

処理方針のとおり、沖縄県警察苦情処理要領に沿って、事実調査を実施しました。その結果、告訴不受理につきましては、名護警察署長の判断に問題はないこと。告訴不受理の通知をした日付につきましては、名護警察署が陳情者に交付した日付のとおりでありました。

以上のとおり、名護警察署の対応について、不適切な点は認められません。

なお、この調査結果につきましては、9月22日に陳情者に直接お会いしまし

て、御説明申し上げております。

県警察といたしましては、告訴不受理の旨を相談者に回答するに当たっては、今後とも不受理の理由等についてわかりやすく説明し、相談者の理解を得ることとします。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○**又吉進知事公室長** それでは、乙第1号議案の御説明をいたします。

資料の平成23年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)をごらんください。

1ページをお開きください。

乙第1号議案沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、沖縄県の防災体制のさらなる強化を図るため、沖縄県防災会議の委員の数を増員する必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

**○當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

**○新里米吉委員** 現行の県防災会議条例は、第2条で委員の数を定めているわけですが、第1号から第3号まであって、1、知事の部内の職員のうちから指名される委員14人、2、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員4人、3、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員9人と内容別に人数を定めて、現行は27人ですね。それを今回、40人以内ということで、単にふやすだけではなくて、内容別の枠をすべて取っ払って、プールにして40人以内になっているのですが、そういうことをやる理由は何なのか。例えば、指名する側一県知事なりの意向で、あつちは今回ふやしておけ、そっちは減らしておけとか、そういうやり方が可能な内容になっているわけです。そこら辺の説明をお願いします。

**○又吉進知事公室長** 今の御指摘につきましては、上位法であります災害対策基本法第15条の中で、委員の数が第1号から第7号まで定められております。第1号から第4号までは自動的に職指定で決まってくるものでございます。あと、第5号から第7号までございますが、例えば、第5号は知事が指定する県職員であるということで、今回、知事部局の部長が1人ふえたので増員するとか。第6号についても、職からおのずと決まってくる委員でございます。

問題は第7号でございます。知事が指定公共機関または指定地方公共機関から選任することになっていまして、実質的に知事の裁量といえますか、そういうものが働くのはこの第7号の部分だけでございます。今回、この第7号の部分の改正する理由は、東日本大震災を踏まえまして、これまで委員に入って

いなかった方々—特に、これまで県医師会長は入っていましたが、県看護協会会長が入っていないとか。あるいは沖縄県の交通機関として、沖縄都市モノレール株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社とかが入っていないということで、この第7号委員をきちんと位置づけることができるような体制をということでございます。

○新里米吉委員 そうすると、知事部局の場合は部長が1人ふえたから1人ふやすだけだと。今回、人数を大幅にふやせる—ふやすというよりも、40人以内にするわけだから、ふやせる改正をしようとしているけれども、ふやすものについては指定公共機関とか、指定地方公共機関とかから選ばれる人になると。

○又吉進知事公室長 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 ということは、現行の第1号、第2号は事実上ほとんど変わらずに、第3号がふやせるような形になりますということで、ふえる部分は第3号に該当するから—このようにプールにしたけれども、現行の第1号、第2号は大まかに生きているということですか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりでございます。さらには、他県でこのような第1号から第3号までという位置づけがどう動いているかということも勘案しますと、こういう形で40人という定数枠を置くことが合理的であろうと判断したわけです。

○新里米吉委員 変える場合に、すぐ40人以内と大幅にふやした上に枠がなくなると、任命権者のその時々やり方で幾らでも自由にできるということになるので、やり方としてはどうなのかなと疑問を持っているものだから。本当は、今のような第1号、第2号、第3号として、第1号がふえるのであれば15人とかにして、第3号を10何人以内とか、20人名以内とか。こういう形にしたほうが、よりよかったのではないのかなと思ったものですから。今の説明を聞いても、この方式—プールにして40人以内にする理由が、どうも十分には理解できていないので。やり方としては、前のやり方でふやしたほうがよかったのではないかと私は思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 私は、現行のままでは不備があって、強化するという意味で40人という数字を設定したところには、現行の27人から13人ほど一ある意味、想定された役職ですとか機関の皆さんを想定して、40人という枠組みになったのかなと考えたのですけれども、その辺のところはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 この指定公共機関、指定地方公共機関につきましては、電話とか金融機関、それから医療、テレビ、電力、高速道路、運輸、ガス、鉄道、郵便、携帯電話といった分野があるわけです。したがって、先ほど新里委員に申し上げましたように、災害対策基本法に基づく第6号までは職指定でございますので、自動的に決められると。指定公共機関、指定地方公共機関の部分につきましては、やはり地域の事情でありますとか、その組織の体力とございますか、動き方も含めて、県がある程度裁量を持って、任命できるようにしていきたいという考えです。

○山内末子委員 ある程度裁量を持って任命していくと、40人という組織一県防災会議ができるわけですね。

○又吉進知事公室長 実は今回、まだ定数に足りていないわけですが、検討した組織としましては、高速道路、郵便事業—これは各県でも支店ごとにやっておりますので、日本郵便事業株式会社沖縄支店になります、あと社団法人沖縄県看護協会、沖縄都市モノレール株式会社、沖縄県高圧ガス保安協会、こういったインフラ関係です。それからマスコミを想定しておりました。それでおおむね40人程度かということで今回、条例改正を出しているわけですが、マスコミの部分は報道もされましたけれども、各社とももうしばらく考えたいという意向もありまして、そこところは枠としてとっているということでございます。

○山内末子委員 ありとあらゆる機関に対して、県防災会議の中でしっかりと体制を整えていこうという意味での40人枠と理解してよろしいですね。

○又吉進知事公室長 そのとおりでございます。

○山内末子委員 今、追加を想定している機関の資料がありましたら、御提示いただきたいと思います。お願いいたします。

○又吉進知事公室長 提供いたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外8件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、企画部と共管になっておりますが、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

まず、知事公室関係の陳情9件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続8件、新規1件の合計9件であります。継続のうち1件は企画部との共管となっております。

継続審議となっている8件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして、御説明いたします。

資料11ページをお開きください。

陳情第155号沖縄県国民保護計画に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第59条2に基づく無防備地区の宣言につきましては、国において行われるべきものと解されております。

また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項において、国が住民の避難先となる地域を示すこととされており、同法第34条第1項に基づき策定された沖縄県国民保護計画においては、同条第2項に基づき、住民に対する避難の指示や避難住民の誘導に関する措置等について定めておりますが、事前の避難地域を盛り込むこととはされておられません。

このため、沖縄県国民保護計画において、県民疎開地を計画すること及び県民疎開地として先島全域を計画することにつきましては、考えておりません。

以上、知事公室所管に係る陳情9件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○**下地明和交通政策課長** 陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第60号外33件の審査を行います。

まず、陳情平成20年第150号を除く陳情33件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

目次の1ページから4ページにかけまして、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続陳情が33件、新規が1件となっております。

継続審査の陳情については、前回の処理方針に大幅な変更はございませんので、説明を省略いたします。

それでは、新規の陳情について御説明いたします。

36ページをお開きください。

陳情第115号、美ぎ島美しゃ（かぎすまかいしゃ）圏域の振興発展に関する陳情について御説明いたします。

1番の離島航空路線の確保・維持及び運賃低減についてですが、離島航空路線の確保・維持及び運賃低減は、離島の隔絶性を克服し、離島住民の生活の安定及び離島の振興を図る上で必要不可欠であり、重要な課題であると考えております。

そのため、県では、国及び市町村と連携して、離島航空路線の運航費補助制度の活用により、路線の確保・維持に努めております。

また、運賃の軽減につきましては、平成9年度から県管理空港の着陸料を軽減し、当該措置をもとに航空会社が離島住民を対象とした割引運賃制度を実施しているところです。

さらに、平成22年10月からは中核病院や高校のない小規模離島を対象に、航空運賃低減化の社会実験を実施しており、定住条件の改善にも寄与しているとの調査結果を得ております。

県としましては、社会実験の結果等を踏まえ、現在、国に要望している沖縄離島住民移動交付金（仮称）の創設を強く求め、運賃の低減化を実現したいと考えております。

次に、2番の多良間―石垣線、波照間―石垣線についてですが、多良間―石垣線、波照間―石垣線につきましては、利用率の低迷等により平成20年11月及び平成18年4月から運休となっております。

路線の再開については、今後の航空需要の見込みや航空会社の意向等を勘案しながら検討する必要があると考えております。

次に、3番のサンゴ礁域内を地方交付税算定面積の対象とすること等についてですが、サンゴ礁域内を地方交付税算定面積の対象とすることについては、地方交付税法第17条の4第1項の規定に基づき、美ぎ島美しや市町村会メンバーである竹富町から意見の申し出がありました。

それを踏まえて沖縄県は、同意見を支持する補足意見を付して、平成23年9月29日付で総務省に対して意見を提出したところです。

今後、同意見については、今年度末に結果が示されることになっており、その状況を見守り対応したいと考えております。

また、海洋島嶼自治体特別交付金（仮称）については、国における地方交付税へのサンゴ礁面積算入に係る検討の動向も踏まえながら、さまざまな角度から検討する必要があると考えております。

沖縄県としては、引き続き本県離島市町村の状況を考慮し、財政支援措置について取り組んでまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○當間盛夫委員長** これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 先日の沖縄関係予算に係る概算要求を見ていたら、皆さんが1番目に答えている沖縄離島住民移動交付金（仮称）対象の予算措置は12億円となっていました。皆さんは20億円ぐらいを想定していたようですが、この陳情の趣旨をかなえるために、今回の概算要求の12億円について、皆さんはどのように受けとめておられますか。

○川上好久企画部長 内閣府も基本的に沖縄振興の課題、特に離島振興の課題に係る共通認識は、一致していると思います。一昨年から小規模離島の実験事業をやっておりまして、それについてはことしで終わるわけですが、一定の評価があったということで、内閣府は内閣府としての判断で、それを拡充する形で離島交通運賃の低減について取り組んできた。今回、本予算で取り組んできたというところで、もう一步踏み込んできたのだろうという評価をしております。

○高嶺善伸委員 一括交付金という形で予算化されるときには、ぜひ皆さんの沖縄離島住民移動交付金（仮称）が実現できるように、引き続き取り組んでください。

3点目の地方交付税及び交付金ですけれども、九州議長会でも全会一致で可決いたしました。全国都道府県議会議長会の財政基盤強化対策県議会議長協議会でも全会一致で決議しまして、当時の逢坂政務官含めて正式に要請書を持って行き、直接お話しして、総務省も徐々にですが、外海離島という沖縄県の特殊事情を大分考えるようになったかなという気がしております。また、自由民主党、民主党、公明党の3政党の離島振興議員連盟の代表者をお呼びして、全国都道府県議会議長会でお話ししたときも、当然、海域面積は地方交付税の対象にすべきだという口頭での正式な政策発表がありまして、今年度で方針が出されるということです。東西1000キロメートルにわたる離島こそ、国境を守り、国土に貢献していますので、何らかの形で一交付税の全体が変わらない場合は、交付金という形で、沖縄離島住民移動交付金（仮称）も芽出ししようと頑張っておりますので、その延長線でいろいろな仕掛けができるのではないかと考えておりますので、この陳情の趣旨がかなえられるように、ぜひ今後とも引き続き取り組んでもらいたいと思っております。そこで、今年度末に結果が示されるという方向性ですが、皆さんの感触とか、今後の取り組みについて考え方を聞

かせてください。

○川上好久企画部長 これは出したばかりで、まだ感触としてはよくわからないのですけれども、ただ、委員が言われるように、沖縄は離島県でございまして、離島は日本全国どこでもあるわけですが、沖縄県は特に東西1000キロメートル、南北400キロメートル。長崎県などがそうですが、ほとんどの離島はメーンランドから100キロメートル以内です。そういう意味でまた違う事情もあることを理解していただくように、県としても説明していきたいと思えます。

○高嶺善伸委員 このたぐいの要請に対しては、これまでより踏み込んだ処理方針が出されて大変心強く思っておりますので、実現に向けてやってもらいたいと思えます。

最後に航空路線の問題です。聞くところによれば、久米島一那覇間もB3からダッシュ8（DHC-8）にかえるかもしれないとか、宮古一石垣間もB3をダッシュ8にかえる—もうかえたらいいですが、そのようにして、利益追求のために機種を小型化していくということで、離島の例えばクルマエビや貨物の輸送なども含め、利便性に支障があるような路線の変更をしつつあるのですよ。皆さんは株主であるし、取締役の派遣もしておられますので、離島の航空路線の維持確保に関しては、ぜひ県政の離島振興の立場から後退しないようにしっかりと発言して—今、運休しているものはやむを得ないにしても、新たな路線が今、縮小傾向にあるのです。陳情の意図は、そのあたりの維持確保も訴えていると思うのです。その辺についての皆さんの取り組みをお聞かせください。

○川上好久企画部長 小型化することによって、荷物が運べなくなる問題もある一方で、便数がふえるメリットも出てくるという話があります。しかしながら、人も荷物も安定的に運んでもらうことが前提ですので、そこはできるだけ支障が出ない方法を県としても研究しながら、必要があれば要請もやっていきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 新規の陳情第115号の経過処理方針3についてですけれども、海域ではなくて、サンゴ礁域内を地方交付税算定面積の対象とすることという

竹富町からの意見を支持する補足意見を県も出したということですが、海域ではなくてサンゴ礁域にしたということは、海域では可能性がほとんど厳しいので、サンゴ礁域にしたほうがよいという発想があったわけですか。

**○小橋川健二企画振興統括監** 竹富町からサンゴ礁の海域を算入の対象としてほしいという意見の申し出がございました。県としても、竹富町が実際にそのサンゴ礁海域の保全—例えば赤土対策や、オニヒトデの駆除といった経費もかかっていることもあって、地方交付税そのものはどういう行政需要があるかということが基本にありますので、竹富町から現実的に管理が及んでいるという主張がございましたので、県としてもそういったことを勘案いたしまして、サンゴ礁の面積というものを支持いたしますとの意見を提出したところです。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

**○照屋守之委員** 継続陳情の交通コストの低減関連について。今、スカイマーク株式会社が宮古路線に入ってきて、航空運賃が非常に安くなっていますよね。あれはどういうことですか。

**○川上好久企画部長** スカイマーク株式会社はもともとLCC—格安航空会社ということで低価格を売りに来ているわけですがけれども、これに対抗する形で—若干、現実においては競争の激化ということで、価格が落ちてきているのだろうと考えております。

**○照屋守之委員** これは宮古だけですか。八重山も入っていますか。

**○川上好久企画部長** 八重山は入っておりません。

**○照屋守之委員** この前、非常に安くなっているよという話を聞いたのですがけれども、地域からはそういう形で非常によいだけけれども、コストというか—航空運賃が余り安くなりすぎると、今度は逆に株式会社日本航空（JAL）とか、全日本空輸株式会社（ANA）とかとの競争や、あるいはまた日本トランスオーシャン航空株式会社（JTA）にしっかり頑張ってもらいたいという思いもあって、その競争に耐えられるのかなという別の心配もしているのですが、その辺をどのようにとらえていますか。

○川上好久企画部長 今回の御心配もごもつともだと思えます。そうは言いながらも、基本的に離島住民の立場からすると、格安航空会社が参入して低価格かつ増便ができるということでは、離島住民にとってみると利便性の向上が図られるし、また、地域にいろいろな人たちが入ってくるといったメリットもあるかと思えます。

ただ、そういう競争が行き過ぎると、結果として路線の縮小であったり、また、今回のスカイマーク株式会社の場合は貨物輸送ができない問題があったりして、その辺の影響も懸念されます。そういう意味では、生活路線としての離島航空路線の維持という観点からすると、その辺の推移はしっかり注視していく必要があるかと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 継続の陳情平成22年第130号についてお尋ねいたします。これは、若干修正が入っていますけれども、いつ、沖縄県総合交通体系基本計画を策定する予定か、教えていただけますか。

○川上好久企画部長 今年度策定する予定です。

○上里直司委員 ここで述べられている国が行う調査も参考にしながらというのは、今年度、昨年度に国が実施している調査を指しているかと理解してよろしいでしょうか。

○川上好久企画部長 基本的には2年間の調査の結果を見ながらということになります。沖縄県総合交通体系基本計画は今年度いっぱい仕上げの話になるのですけれども、そういうことになろうかと思えます。

○上里直司委員 今、ここに鉄軌道が盛り込まれるかどうかということはおいておいて、皆さんが進めている鉄軌道導入に係る懇話会か、意見交換会か一何か有識者を集めて会をされていると聞いたのですけれども、その進捗状況を教えていただけますか。

○下地明和交通政策課長 鉄軌道懇話会というものが報道されていると思うのですが、これについては全く任意の、自由な意見を交換する場ということで位

置づけておりました、経済界の代表でありますとか、あるいは鉄軌道の導入に非常に関心の高い皆さん、あるいは公共交通機関の利用者のおおむね6名から7名一さらに必要があれば、またいろいろな方を呼んで、一緒に意見交換をするということを2回ばかりやってきております。ことしに入って3月と8月に行っておりまして、鉄軌道導入について、どのような考えをお持ちなのかということを中心に意見交換しているという任意の懇話会でございます。

**○上里直司委員** ここはやはり、県民運動的な盛り上がりが必要だと思うのですよ。そういう意味で、こういう懇話会のような会合を県も進めるべきだとこれまで訴えてきました。こうした県民会議は、例えば沖縄科学技術大学院大学設置促進県民会議だとか、あるいは那覇空港の拡張整備に関する期成会だとかあるのですけれども、私は、やはりある程度の盛り上がりが必要だと思っていて、ぜひそこまで一今、これは自由な形でやられているということを尊重しながらも、もう少し県民運動的に盛り上がるような仕掛けを検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 鉄軌道はここ二、三年、県議会を含めて、また市町村レベルでも非常に関心が高まっていると認識をしております。その中で沖縄県総合交通体系基本計画を昨年実施して、その中で鉄軌道を含む新たな公共交通システムを検討しております。国もまさに鉄軌道についての調査を昨年から実施していると。今回、委員が言われるのは期成会等の設置の話になるかと思うのですけれども、今後の調査の動きをもう少し見ながら、そのタイミングを検討させていただきたいと思います。

**○上里直司委員** 様子を見ながら、ぜひそういう動きをつくっていただきたいと要望します。

最後に34ページの継続陳情。これは沖縄県離島振興協議会からの要請で、12番の離島フェアを継続開催するとともにということで、私は前議会でも質疑をさせていただきましたが、今度の離島フェアの開催と昨年度のいろいろな課題一新しく沖縄セルラースタジアム那覇の隣で行ったりとか、新しい取り組みをされていますけれども、今年度の新しい取り組みは出ているのでしょうか。

**○稲福具実地域・離島課長** これまで宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで行ってききましたけれども、前年度から初めて那覇市奥武山にあります沖縄セルラーパーク那覇で実施することになりまして、結果として前年度より入場者

が少なかったことがございました。その辺は、若干周知が徹底されなかったこともあろうかと思ひまして、今年度は特に周知を中心にして一時期としては、例年どおり11月25日からを予定しておりますが、例えばモノレールを使った広告や、テレビ・ラジオのスポットCMを早目にやるとか、その辺を工夫していきたいと考えております。

**○上里直司委員** 恐らく私が前議会でも提起したのは、周知という点ではある程度皆さんされているはずなのです。それがある程度の頭打ちになっている段階で、さらなることを考えれば、県外客を誘客したり、観光キャンペーンや観光商品に入れるとか、そういうことをやる必要があるのではないかと私は2年前から質疑しているのです。あと1カ月のことですから、それを今やれとは言いませんけれども、実施主体は離島フェア開催実行委員会ですから、県が乗り込んでということは厳しいと思うのですけれども、もう少し何らかの工夫が必要ではないかと思ひますので、ぜひ御検討ください。

さらに、これは個人的な意見ですが、県補助金についてもこれまでと同様の予算を確保することという沖縄県離島振興協議会からの要請は理解するものの、これだけ民間の皆さんが来て、ある意味メガイベントというか、そういうイベントに成長しつつあるのですよ。ですから補助金に頼るのではなくて、その離島フェアの収益をどうやって確保して、それをどう次年度につなげていくのかということを考えて、それで補助金という意味ではなくて一補助金の確保も必要なだけけれども、そういう努力を離島フェア開催実行委員会にも、ぜひもっと収益を上げていくという意識を持つよう、県としても努めていただきたいと思うのですけれども、部長の答弁をお願いします。

**○川上好久企画部長** これはまさにそのとおりだと思います。先ほど委員から観光客を誘客するよという話があったけれども、実は、去年沖縄セルラーパーク那覇で開催したのは、従来は沖縄コンベンションセンターで観光客がなかなか行きにくいと。沖縄セルラーパーク那覇だと散策ついでに来場できるのではないかとということも頭に入れてやったのですけれども、そのところが少し周知不足だったのかなと思ひています。そのようなもので観光客をたくさん取り込みながら、また、委員が言われるような何らかの形で、協議会として次の開催に向けた資金づくりができるような仕組みを模索していきたいと思ひます。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情平成20年第150号を除く陳情33件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案及び乙第4号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第4号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。が、その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 金持ち減税の延長ということもありますので、ほかにNPO

法人への寄附金税額控除の適用下限額の引き下げについては私たちも評価しておりますが、そういう関係で一括して提案されておりますので、反対討論を本会議でやりたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第2号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第13号議案車両損傷等事故に関する和解等についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は可決されました。

次に、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情69件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫